

第Ⅳ部 令和3年度に講じようとする施策

第1章 新型コロナウイルス感染症の対応と観光の復活

観光関連産業には全国で約900万人の方が従事し、地方経済を支える重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、国内外の観光需要は大幅に減少し、観光産業は深刻な影響を受けており、雇用の維持と事業の継続が極めて重要となっているため、まずは、金融支援や雇用調整助成金等の支援策を実施していく。この際、地方運輸局等により、事業者へプッシュ型で支援策を届けていく。

Go To トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断することとし、まずは宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。また、ワーケーション等の普及により旅行需要の平準化を図り、混雑や密を低減させる。

観光需要の回復に備えて、観光産業の体質強化が急務であり、短期集中で、宿泊施設・観光地を再生し、地域全体で魅力と収益力の向上に取り組む。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降も、我が国の「自然」「気候」「文化」「食」といった魅力は何ら失われていない。これらの観光資源をフル活用し、国内観光客による地域の魅力の再発見や単価向上・長期滞在を実現する。さらに、観光地等の受入環境整備を着実に実施し、国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活に向けた取組を推進する。観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、2030年6,000万人等の目標達成に取り組み、官民一丸となって観光立国を実現する。

1 感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生

- ・ 宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者に業種別ガイドラインの徹底を要請しつつ、感染拡大防止策の導入を支援するとともに、旅行者への「新しい旅のエチケット」の周知徹底等により、安全で安心な旅のスタイルの定着を図る。
- ・ Go To トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断することとし、まずは地域観光事業支援を実施する。
- ・ 宿泊施設・観光地の再生のため、宿泊施設、飲食店、土産物店等の地域の観光施設全体が上質な滞在環境等を実現できるよう、施設の高付加価値化や街中に残る廃屋の撤去に係る国による補助を中心に、日本公庫等の融資も活用し、全国100程度の地域で支援する。
- ・ 宿泊施設・旅行業の飲食・交通等との連携等の新たなビジネス展開による収益多角化、DXの推進、泊食分離、事業統合、所有と経営の分離等による生産性向上や、インバウンド対応等を、専門家の派遣等を通じて支援する。この際、中核・実務人材の育成に取り組むとともに、副業・兼業人材の活用を進め、都心部のIT人材等の異業種人材と観光産業のマッチングを行う。
- ・ 旅行需要の平準化のため、経済団体とも連携し、積極的な休暇取得を促進する。ワーケーション、ブレイジャー及びサテライトオフィスの活用を促進すべく、企業と地域の双方の環境整備を行うモデル事業を実施する。特に子ども連れに対応した環境を整備するため、地方公共団体と観光事業者の連携を支援する。さらに、時と場所が分散される「分散型旅行」を促進するキャンペーンを官民連携で実施し、旅行需要を平準化する。
- ・ 近隣観光（いわゆるマイクロツーリズム）を促進するため、地域の観光資源を磨き上げ、地域の魅力の再発見につながるような取組を支援する。また、官民一体となって安心・安全な修学旅行等のための環境づくりを支援するとともに、学びの意義があるコンテンツ創出を支援すること等により、修学旅行等の着実な実施を実現する。

2 魅力ある観光地域とコンテンツ造成

- ・ 地域内の縦割りを打破し、地域に根ざした様々な観光関連事業者等が連携し、地域に眠る観光資源を発掘し、磨き上げる取組を支援する。
- ・ アドベンチャーツーリズム推進のため、ガイド等の人材育成・確保と併せて発掘・磨き上げを行った観光コンテンツを、海外に売り込む。
- ・ 我が国ならではのスノーリゾートを形成するため、スキー場のインフラ整備等とベースタウンの磨き上げ、アフターコンテンツの充実等、地域全体を磨き上げる。
- ・ 国立公園満喫プロジェクトの取組を全国の国立公園へ展開し、「自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）」（改正自然公園法）等による自然体験活動の促進、廃屋撤去等の景観改善、民間

活力の導入等を進め、滞在環境を上質化する。

- ・全国約 400 箇所の文化観光拠点・地域の整備に向け、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）」（文化観光推進法）に基づく取組や日本遺産全体の底上げ等の支援を実施するとともに、文化施設・文化資源の高付加価値化を促進する。三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室ゆかりの美術品等の積極的な貸出しや地方の博物館等での展覧会開催等による地方展開を実施し収蔵品の公開拡充を進めるほか、「日本博」の全国展開及び国内外への発信、博物館等の観光活用を促進する。
- ・古民家・社寺・城等の歴史的資源の宿泊施設等へのコンバージョン等を促進するため、保有する地方公共団体等へ専門家を派遣し、宿泊施設への改修等を支援しつつ、地域の担い手の発掘・支援、地域へのノウハウの提供を行い、周辺の古民家・社寺等の面的な活用も進める。また、農泊を起点にした農山漁村体験等を満喫できるコンテンツや、アウトドア、武道、アーバン等のスポーツを活かしたコンテンツも造成する。
- ・地方公共団体等が保有する観光施設等について、民間活力導入等による収益力や魅力向上等を図る場合の施設改修や、これらを活用した観光コンテンツの造成を支援する。
- ・地域ならではの食材活用や料理のより魅力的な提供、ベジタリアン・ヴィーガン対応、土産物の磨き上げ等を進めるとともに、食・食文化、日本産酒類を活用したインバウンド向けのコンテンツ造成や情報発信に取り組む。
- ・先端技術による観光資源の磨き上げや観光コンテンツの造成、観光客の行動に関するデータ等を活用した観光地経営の高度化等、観光サービスの DX に資する取組を推進する。
- ・観光地や国立公園、文化財、文化施設、公共交通機関・空港等における多言語対応、無料 Wi-Fi の整備、キャッシュレス化、バリアフリー化、CIQ の体制整備、空港地上支援業務・保安の体制強化等、快適に旅行できる受入環境を整備する。
- ・観光地域づくり法人（DMO）等による観光客のデータ収集・分析を支援し、地域のマーケティング能力、リピーター獲得能力を向上させる。また、観光コンテンツを旅行商品として流通させるため、オンラインでの旅行商品の流通環境整備の取組を支援する。
- ・上質なサービスを求める観光客を取り込むべく、人材育成、コンテンツ造成、ビジネスジェットの利用改善、訪日プロモーション等に取り組むとともに、上質な宿泊施設の開発促進のため、デベロッパーやホテル運営会社等と地方公共団体のマッチング等を行う。
- ・航空・空港の支援施策パッケージ等により、2030 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人の目標達成に不可欠な航空会社・空港会社等の設備投資等を支援するとともに、航空イノベーションの推進や空港等の機能強化を図る。
- ・感染拡大防止策を徹底しつつ、クルーズ船の安全運航支援や寄港地観光の充実等、クルーズを安心して楽しめる環境整備を推進する。

3 インバウンド等の段階的復活

- ・日本政府観光局等を通じて我が国の安心・安全への取組に関する情報を発信するとともに、国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーを試行的に実施することで、訪日観光客と受入地域の双方にとって安心・安全な旅行環境の整備を目指す。
- ・日本政府観光局のデジタルマーケティングの活用等により、当面はリピーター等の訪日意欲の高い層の確実な取り込みや、我が国の多様な魅力の発信や地域との連携等を通じた地方への誘客を強化する。
- ・アウトバウンドの段階的復活に向けては、学校が安全に海外修学旅行を実施できるようガイドラインを作成するなど、官民が連携して安心・安全なアウトバウンドのための環境整備に必要な取組を検討する。

第2章 観光立国の実現に向けた観光施策

第1節 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

1 観光地

(1) キャッシュレス環境の飛躍的改善

a) 海外発行カード対応 ATM 設置の取組

引き続き、インバウンド観光客のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、銀行に対し海外発行カード対応 ATM 設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促していく。

また、地方銀行にも、引き続き海外発行カード対応 ATM 設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的取組を促していく。

さらに、海外発行カード対応 ATM 設置の進捗に合わせて最新の設置場所等の情報を、日本政府観光局ウェブサイト・アプリ等で引き続き提供し、掲載する ATM データの充実を進める。

b) キャッシュレスによる店舗等運営変革促進事業

キャッシュレス決済の更なる普及促進に向けて、キャッシュレス決済のメリットを定量的に評価すること等を目的として、プロジェクト単位で調査実証等を行う。検証結果については、各プレイヤーと連携して周知広報を行い、各事業者・店舗に最適なキャッシュレス決済の導入事例の創出、横展開を図る。さらに、得られたデータ等については、キャッシュレス決済手数料の更なる適性化に向けた環境整備に活用する。

c) 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備を目的に、2021年(令和3年)4月に施行された「割賦販売法の一部を改正する法律(令和2年法律第64号)」に基づき適切な執行を行う。改正法では、クレジットカード番号等の適切管理義務者の範囲の拡大等を措置しており、新たに割賦販売法の規制の対象となる事業者に対しても適切に執行を行う。

セキュリティ対策については、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において同年3月に改訂された「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に基づき、関係事業者のセキュリティ対策の取組を推進する。

(2) 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

a) 通信環境の飛躍的向上

① Wi-Fi 環境の整備による災害時の情報伝達手段の確保

地域住民や訪日外国人等の旅行者を含め、災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、耐災害性の高い Wi-Fi 環境について、2021年度(令和3年度)までに約3万箇所(2020年(令和2年)10月1日時点:約2.75万箇所)の防災拠点等における整備を加速化させていく。

② 共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いた無料 Wi-Fi スポットの情報発信

引き続き、訪日外国人旅行者に対し、分かりやすい共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトやステッカー等の掲出を通して、観光案内所、公共交通機関、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地のまちなか、インバウンド対応拠点化を進める「道の駅」等に整備された無料 Wi-Fi スポットの情報発信を強化する。

③ プリペイド SIM の販売促進等による通信環境全体の改善

日本政府観光局のウェブサイトを活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対する最新の販売拠点の周知強化を図る。

また、訪日外国人旅行者の観光地散策中における情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏まえ、引き続き、観光案内所、宿泊施設、鉄道駅やバスターミナル、車両、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地のまちなか、インバウンド対応拠点化を進める「道の駅」等における無料エリア

Wi-Fi 環境の整備を進めるとともに、モバイル Wi-Fi ルーターの利用を促進する。さらに、2020 年度（令和 2 年度）までに、複数国からの国際便が乗り入れる空港 21 箇所及び訪日外国人が訪問する拠点の店舗 1,894 箇所にてプリペイド SIM 販売拠点が設置されたことが確認された。今後は「スイッチング円滑化タスクフォース」報告書を踏まえ、本年夏頃までに eSIM サービスの促進に関するガイドラインの策定等を行い、国内通信事業者のスマートフォンへの eSIM 導入に係る取組を促進することを通じ、通信環境の改善を図る。

b) 多言語翻訳技術の高度化等の推進

2020 年度（令和 2 年度）より、2025 年（令和 7 年）に向け、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）も見据え、ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応した AI による多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発を開始しており、引き続き同研究開発に取り組む。また、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加えて、観光地の「まちあるき」の満足度向上を図るべく地域の飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めたまちなかにおける受入環境の面的整備を進める。

c) 観光地の「まちあるき」満足度の飛躍的向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、多言語表示の充実・改善や無料エリア Wi-Fi の整備、域内の小売・飲食店等も含めたキャッシュレス決済、ワーケーション環境の整備、スマートゴミ箱の整備、混雑対策の推進等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の整備を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度向上を目指す。また、観光地における災害等非常時の情報発信能力の強化を図る。さらに、訪日外国人旅行者の旅行環境を刷新するため、インバウンドに係る先進的かつ即応性の高い ICT サービス等を提供するベンチャー企業等について、引き続き、ウェブサイトを通じて観光関係者に対し広く発信する。

d) 観光案内拠点の充実

訪日外国人を含む旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局認定外国人観光案内所の案内機能の質の向上を目指す。また、観光案内所の情報発信機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性の向上のため、AI チャットボットや多言語音声ガイド等の先進機能の整備やオンラインコンテンツ作成を支援する。あわせて、平成 30 年北海道胆振東部地震等における経験を踏まえ、観光案内所における非常用電源等の導入を促進する。さらに、観光拠点の魅力を発信し地域との交流を図る観光拠点情報・交流施設についてもオンラインコンテンツ作成を支援メニューに加え、整備の支援を強化する。

加えて、「道の駅」第 3 ステージとして、キャッシュレスの導入推進や外国人観光案内所の日本政府観光局認定取得等のインバウンド対応を強化するとともに、「道の駅」の世界ブランドに向け、海外へのプロモーションを推進する。

e) 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、訪日外国人旅行者が利用しやすいよう、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能の向上を促進する。

f) ムスリム対応等の更なる強化

引き続き、ムスリム旅行者が安心して地方部も含めて滞在・周遊するため、食や礼拝等における受入環境の整備・改善を説明会等を通じて促進するとともに、飲食店等における、店内表示及びメニューの多言語化やオンライン化、ウェブサイト作成等について支援する。また、東南アジア市場における現地メディアや旅行会社等の招請事業やオンラインでの情報発信、中東市場における現地旅行博・イベントへの出展等を通じて、訪日プロモーションを強化する。

g) 訪日ベジタリアン・ヴィーガンの受入環境整備

2019 年度（令和元年度）に策定した「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」及び、2020 年度（令和 2 年度）に作成した外国人のベジタリアン・ヴィーガン旅行者向けのポータルウェブサイト等の飲食・宿泊事業者や地方公共団体等への周知を継続して実施し、ベジタリアン・ヴィーガンの旅行者が安心して食事ができる環境の整備を促進する。

h) シェアサイクルの導入

観光地内の周遊性等を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、訪日外国人旅行者等に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入を促進する。

i) 「道の駅」の通信環境等の整備

周遊観光の交通拠点としての役割を發揮するため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設及びWi-Fiの整備を促進するとともに、災害時には訪日外国人を含む利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を行う。

j) 受入環境向上に向けた調査の実施

受入環境に関する訪日外国人旅行者の不満・要望等について、インバウンドの回復状況に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症による旅行者の嗜好の変化を踏まえ調査項目や手法の改善を図った上でアンケート調査を実施し、現状及び課題を明らかにするとともに具体的な解決策の検討を行う。

k) データ連携促進型スマートシティの推進

分野横断的な連携を可能とする相互運用性・拡張性、セキュリティが確保された都市 OS（データ連携基盤）を活用した多様なサービスが提供されるスマートシティの実現を関係府省と一体となって推進する。また、データ連携促進型スマートシティの推進を通じて、観光客の動態情報や購買情報等データの収集・分析及びその利用により、訪日外国人旅行者の消費額の拡大や誘客、新規観光資源の発見等に貢献するため、新規事例の構築に加え、様々な機会を通じて先進事例の情報発信を行い、先進事例の水平展開を推進する。

(3) 「道の駅」を核とした地域振興

a) 重点「道の駅」における支援

重点「道の駅」において、次世代観光拠点の形成の取組等を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行う。

b) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

「地方創生・観光を加速する拠点」となるため、「道の駅」において、周辺の農林漁業者等と連携しながら地域の特産品を活用した商品の開発・販売等、6次産業化を促進するとともに、あらゆる世代が利用できる地域センターとしての機能を強化する。

c) 「道の駅」と観光関係団体の連携

「道の駅」が旅行業者となり着地型旅行商品の販売を自ら行うとともに、民間企業や観光地域づくり法人（DMO）、風景街道等と連携した取組を進めることにより、第3ステージ「地方創生・地域の観光を加速する拠点」としての機能強化を図る。

d) 地域における「道の駅」のインバウンド受入拠点機能の強化

訪日外国人旅行者のFIT（個人旅行）化が進み、レンタカーの利用率も増加傾向にある中、「道の駅」における地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、引き続き、訪日外国人利用者の利用が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」を中心に、多言語対応やキャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等のインバウンド対応に係る取組を支援する。また、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認を行い、当該自己評価の結果を完了実績報告の提出と同時に地方運輸局等に報告し、地方運輸局等は自己評価等を基に二次評価を行うことで、後続事業又は地域の取組等に反映させる。

(4) 日本の良好な治安等を体感できる環境整備

a) 防犯・防災等に資する情報のインバウンド対応の強化

警察では、訪日外国人旅行者等とのコミュニケーションの一層の円滑化を図るため、多言語翻訳機能を有する装備資機材等を積極的に活用するとともに、当該資機材の操作の習熟を図るための教養や、訪日外国人等が遭遇するトラブルを想定した対応訓練等を通じて、当該機能の浸透を図る。また、外国語による対応が可能な警察職員の配置、語学研修や国内の外国人社会への対応に関する教養の実施に努める。また、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進、防災・防犯等に資す

る情報の外国語による提供に努め、訪日外国人旅行者等が容易に各種情報等を入手できる環境整備を強化する。さらに、訪日外国人旅行者等が容易に我が国警察に係る制度、活動等に関する最新の情報を入手できるようにするため、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、情報発信を強化する。加えて、全都道府県において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの運用が行われているところ、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう、ロールプレイング形式の訓練等を継続的に行い、三者通話に対応可能な通訳人の拡充に努める。

また、近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（「東京2020大会」）開催前や開催中に首都直下地震や水害等の大規模災害が発生することも想定し、大会の開催を支えるためにも、平時より海外や国内に対し、適切な情報発信を行うことが重要であることから、国土交通省及び関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2021年度（令和3年度）も引き続き新たな防災情報を追加するなどコンテンツの充実を図る。

さらに、国土交通省ウェブサイトにおいて、英語により雨の状況や川の水位、カメラ映像等をリアルタイムで提供している「川の防災情報 英語版」について、外国人観光客が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう引き続き運用する。

加えて、電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、早期に全国の消防本部に導入されるよう促進を図る。

※2021年（令和3年）1月1日時点において、全国726消防本部中635本部導入（87.5%）

b) 救急活動時における多言語音声翻訳アプリの活用の促進

救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションを取れるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ」等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行う。具体的な取組としては、全国の消防本部での導入状況調査や活用実績調査を実施するとともに、未導入消防本部におけるアプリ導入に係る課題を抽出し個別対応を図り、早期に全国の消防本部に導入されるよう促進を図る。

※2021年（令和3年）1月1日時点において、全国726消防本部中631本部導入（86.9%）

c) 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）¹⁾」について、都道府県及び消防本部に対し積極的に広報いただくよう依頼するとともに、引き続き、関係省庁と連携し効果的な広報を実施する。

d) 防災・気象情報の多言語化

14箇国語で作成した防災・気象情報に関する多言語辞書について、民間事業者のウェブサイトやアプリ等における活用を促す。14箇国語に拡充した「Safety tips」や気象庁ウェブサイトを含めた多言語で防災・気象情報を発信できるウェブサイトやアプリ等について、出入国在留管理庁ウェブサイトや多言語及びやさしい日本語に対応したポスター等を活用し、また、地方出入国在留管理官署等を通じて周知を図り、外国人が安心して観光できる環境を整備する。さらに、「避難情報に関するガイドライン」の改定に併せて多言語辞書の改定を行い、外国人に対しても正確な情報が伝わる環境を整備する。

e) 非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた取組強化

2020年度（令和2年度）に作成した、観光・宿泊施設等が非常時の訪日外国人旅行者対応時に活用できる用語集や、地方公共団体等が作成する非常時の訪日外国人旅行者対応マニュアル等に盛り込むべき項目等を定めた指針を関係団体に対し周知を図る。

f) 「東京2020大会」に向けた多言語対応の推進

「東京2020大会」の開催に向け、「小売業の多言語+対応ガイドライン」の現場における認知・活用の促進をはじめとする「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」を通じた取組を推進することにより、大会後も見据えた更なる多言語対応を推進する。

¹ 2021年（令和3年）3月、新たに9言語を追加し、合計16言語への対応を可能とした。

g) 災害時における旅行者の避難受入等に対する協力要請

災害時に宿泊施設を避難所として迅速に活用することができるよう、宿泊関係団体及び地方公共団体の避難者受入に関する協定の締結を促すとともに、協定締結等に向けた協議や避難者受入の連携体制構築の依頼があった場合は積極的に応じるよう要請する。

h) 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

2020年度（令和2年度）に引き続き、2021年度（令和3年度）も「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図っていく。

また、国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、観光庁・日本政府観光局等の関係機関の協力を得るほか、相談専用ウェブサイト及び多言語チャットボットを開設して、訪日観光客への情報提供を行う。

i) 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

英字を併記した規制標識「一時停止」等、国民及び訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を更新等に合わせて順次整備する。

j) 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、国内旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について、迅速かつ適切に配信できるよう運用を図る。

(5) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 景観計画等の策定促進及び無電柱化の推進

①景観計画策定や建築物等の改修・除却支援による魅力ある観光地づくりの推進

市区町村による景観計画の策定・改定等を支援する「景観改善推進事業」の実施等を通じ、主要な観光地における景観計画、歴史的風致維持向上計画の策定や景観計画に基づく重点的な景観形成の取組を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する。

観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却に対して支援を行い、訪日外国人旅行者の満足度の向上を図る。

②「居心地が良く歩きたくなる」まちなかでの景観形成を促進

「まちなかウォークアブル推進事業」等を活用し、歩行空間の拡大や公共空間の芝生化、民間用地を活用した公共空間の整備等を重点的・一体的に支援等することで、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するとともに、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。

③歴史まちづくり法の重点区域等で無電柱化を推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興のため、「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減の推進」、「事業の更なるスピードアップ」を基本方針とし、2021年（令和3年）5月に策定した新たな無電柱化推進計画に基づき、個別補助制度による地方公共団体への支援、緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止、低コスト手法の普及拡大、事業のスピードアップ等を図ることにより、歴史まちづくり法（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」）の重点区域等で無電柱化を推進する。

b) 国営公園の魅力的な景観等を活用した観光地の魅力向上

国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインや発券機の多言語化等の環境整備、周辺観光資源と連携した訪日外国人旅行者向けガイドツアーの開催、SNSの多言語化等の海外への情報発信等の強化を実施する。また、国営公園事業である首里城の復元に向けた取組を進める。

c) 美しい自然・景観等の観光への活用

①森林景観を生かした観光資源の整備

国有林野の「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての活用の推進が期待される「日本美しい森 お薦め国有林」について、訪日外国人観光客を含む利用者の増加のため、引き続き、ウェブサイト等による魅力発信のほか、案内看板の多言語化、歩道整備等の重点的な環境整備や既存施設のレベルアップ整備に取り組む。あわせて、利用者の安全確保のための整備やワーケーション環境の整備に取り組むほか、更に多くの人に関心を持ってもらうため、その魅力を伝える動画を国内外に向けて発信する。また、国立公園を所管する環境省との連携事業を実施する。

②「日本風景街道」の取組等の推進

「日本風景街道」の取組を通じ、道路管理者及び市民団体等が協働して、沿道の植樹・植栽、清掃活動やビューポイント整備等の沿道景観を美しくする活動や、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域の拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組む。また、SNS等による地域資源や地域活動等の情報を発信し、ブランド化や認知度向上を図る。

③次世代自動車等の導入促進

分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、引き続き環境性能に優れた次世代自動車等の導入を促進する。

④離島・半島の地域資源を活用した新たな観光振興

離島・半島地域にある資源を活用した新たな観光振興を図る。特に、離島では離島地域にある資源を活用し、未来を担う子ども・若者や訪日外国人旅行者らが離島へ向かう流れをつくる「島風構想」を推進する。そのため、ウェブサイト、SNS等を活用して離島の情報を発信するなどの来島者を呼び込む取組を実施する地方公共団体を継続的に支援する。また、半島地域の強みを生かした新しい観光の速やかな実現を目指し、新しい生活様式に対応した半島地域創生モデルの構築、ガイドライン作成及び人材育成を実施する。

d) 奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興及び交通アクセスの改善

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。奄美群島においては、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を見据えた観光振興のため、旅行者へのPR・モニター事業、沖縄等からの航路・航空路の特別運賃割引への支援等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。また、小笠原諸島においては、港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、訪日外国人旅行者の実態・ニーズの調査等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。

e) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進する。

f) 明治記念大磯邸園の整備の推進

「明治 150 年」関連施策の一環として、神奈川県大磯町において明治記念大磯邸園の整備を推進する。旧滄浪閣を中心とする建物群及び緑地の保存・活用を図るため、「明治記念大磯邸園有識者委員会」において本邸園の設計等について議論頂き、段階的な整備に向けた検討を行い、2023 年度（令和 5 年度）中の整備完了を目指す。

(6) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

a) 観光バスの駐停車対策

地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について、引き続き支援する。

また、容積率緩和制度も活用し民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を推進する。

b) 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

公募設置管理制度（Park-PFI）等の普及啓発等を通じ、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進する。

c) 都市公園内への観光案内所等の設置促進

観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の活用を図り、地域の魅力や回遊性の向上を促進する。

d) グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援

グローバル企業のビジネス活動を支える国際競争力強化施設の整備に対する補助制度や、これらの施設に対する民間都市開発推進機構による金融支援制度をより一層活用し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。

e) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

拠点駅及びその周辺を対象に、関連する地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者からなる協議会に対し、統一的な案内サインの整備等を支援し、分かりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。

f) 日本の都市の魅力を海外に発信する取組の推進

海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、日本の都市の魅力を発信を推進する。

g) 道路空間と観光の連携の推進

新型コロナウイルス感染症拡大対策として各地方公共団体等で実施された道路占用許可基準の緩和措置により顕在化した、道路空間の利活用のニーズを踏まえ、地域の賑わいを創出するため歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の普及を促進する。また、道路における賑わい創出と維持管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度の地方道への展開を促進し、道路協力団体による歩行者利便増進道路での活動を推進する。

h) 文化観光を推進するための受入環境整備

文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進し、観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づき認定された観光地や拠点を含む地域における、多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化、感染症対策等の受入環境整備に係る取組を、2021年度（令和3年度）を通して支援していく。

(7) 宿泊業の生産性向上推進

デジタル化等の取組により生産性向上を実現した宿泊施設の優良事例を横展開するため、各地の宿泊施設に専門家を派遣し、優良事例を基とした生産性向上のノウハウを伝えることにより、生産性向上を推進する。また、地域の観光産業に従事する人材のスキルアップを図ることにより、生産性向上につなげる。

また、宿泊施設に対し専門人材を派遣するなどにより、顧客管理等におけるデジタル・トランスフォーメーションの取組や、マーケティング能力等の強化を促進する。

(8) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

a) トップレベルの経営人材の育成

国際的な競争が激化していく観光産業において、生産性向上・経営力強化を行っていく必要があるとの認識から、2018年度（平成30年度）に一橋大学及び京都大学に観光MBAを設置し、2019年度（令和元年度）に初の卒業生を輩出した。2021年度（令和3年度）も引き続き、産官学連携による協議会を1～2回実施し、観光MBA取得者の卒業後のキャリアプランや派遣元での取組、成果に関して意見交換をし、観光MBA取得を目指す人材の企業派遣を促進する。結果はとりまとめて観光庁ウェブサイトへ掲載をする。

b) 観光の中核を担う人材育成の強化

地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、2020年度（令和2年度）までに実施してきた社会人の学び直しのための教育プログラムをブラッシュアップし継続提供する。また、持続的なプログラム実施体制の支援や、これまでの支援校同士が強みを生かして連携、協働する新たなプログラム開発にも着手する。さらに、本事業の2019年度（令和元年度）以前の採択校に対し、受講生の受講後の効果を測る調査を行い、結果をとりまとめて、観光庁ウェブサイトへ掲載する。

加えて、2021年（令和3年）4月に観光分野を扱う専門職大学及び専門職短期大学が開学することを踏まえ、これらの新設大学を含む専門職大学等（専門職短期大学・専門職学科を含む。）に対し、必要に応じ助言等を行い、教育水準の維持・向上等を図る。また、進学を志望する生徒や保護者、高校教員をはじめ広く社会において専門職大学制度が認知されるよう、ウェブサイト、パンフレット、動画配信等による広報活動を引き続き行う。

c) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

需要増加が見込まれる観光産業の即戦力となる実務人材について、採択した全国4地域において、地域一体での共同採用活動や、従来型の勤務態勢の見直し等による女性・シニア・就職氷河期世代等の人材確保・定着に向けた取組を支援する。また、副業人材（半観半X）、移住者等、多様な人材の確保に向けた取組を実施する。さらに、2019年（平成31年）4月1日に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）」に基づき、宿泊業における外国人材の採用、活用、維持等が円滑に進むよう、外国人材受入環境整備の促進を図る。

加えて、観光客数が増加傾向にある沖縄県において、「観光の質向上」及び「観光業の生産性向上」の実現のために、専修学校と産業界が連携し、観光業従事者を対象としたビッグデータに対応した観光人材育成プログラムの開発を行う。

d) 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合には、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入を可能とする特例の活用を図るなど、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野におけるクールジャパン外国人材の受入を促進する。

e) 通訳ガイド制度の充実・強化

全国通訳案内士を活用して地域の観光人材のリカレント教育を行い、語学力や接客能力等のインバウンド対応能力の向上に取り組む。

また、観光コンテンツの体験価値を高めるため、ワークショップの開催等や情報発信等を通じて質の高いガイドンスや外国人対応が可能な人材の確保・育成を行う。

(9) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

a) 旅館等のインバウンド対応を支援

旅館、ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応を支援（費用の1/3を補助（上限150万円））することにより、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上に加え、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組を通じて、多様なニーズに対応する宿泊施設の提供を促進する。

b) 海外の観光関連企業の日本進出・事業拡大支援

日本貿易振興機構（JETRO）において、海外及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信や企業招へい等、地方公共団体との連携による誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。特に、ポテンシャルを有する地域への進出に向け、外資系企業との連携・協業に意欲のある地方公共団体との連携による誘致活動を強化する。

c) 宿泊施設等のバリアフリー化促進

高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を図るため、3密回避にも対応した宿泊施設等のバリアフリー化支援を進めるとともに、バリアフリーに関する情報発信等、多様なニーズに対応する宿泊施設等の提供を促進する。

d) 既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業

観光施設を再生し、さらに地域全体で魅力と収益力を高めるため、新たな補助制度を創設して、観光施設全体が再生できるような施設改修や廃屋の撤去、観光目的に資する公的施設について新たな民間活力を導入する場合の改修、宿泊施設における感染拡大防止策を支援するなど短期集中で強力に支援する。

e) 上質な観光サービスを求める訪日外国人旅行者の誘致促進

上質な観光サービスを求める訪日外国人旅行者誘致促進のため、観光産業従事者に対するグローバルスタンダードや日本の文化等の研修等による人材の育成を行う。また、上質な宿泊施設整備に向けた地域とホテル開発関係者等とのマッチング等の環境整備を推進する。

(10) 「東京 2020 大会」に向けたユニバーサルデザインの推進

a) 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づく施策の展開

アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする「東京 2020 大会」関連駅について、国際パラリンピック委員会（IPC）が承認した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、エレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等のバリアフリー化を重点支援する。

また、交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するため、接遇研修モデルプログラムについて、有識者・障害当事者・交通事業者等参画の下改訂のための検討会を開催し、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」を反映した改訂版を作成・公表する。

さらに、構成員の過半を障害当事者又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン 2020 評価会議」等を通して、「ユニバーサル 2020 行動計画」の加速化を図るとともに、大会後にその成果をとりまとめる。

b) ユニバーサルデザインの街づくり

①ユニバーサルデザインの街づくりの推進

基本構想の生活関連施設に位置づけられた 1 日当たり平均利用者数が 2,000 人以上の鉄軌道駅等について、原則として全てバリアフリー化することとするなどの 2025 年度（令和 7 年度）末までの新しいバリアフリー整備目標の達成に向け、マスタープラン・基本構想の策定促進や、移動等円滑化に関する国民の理解と協力の一層の推進等、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する。

②道路におけるバリアフリー化の推進

道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路について全ての人々がスムーズに移動できる面的なバリアフリー化を推進する。

また、交通結節点整備に併せて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を促進する。さらに、高速道路のサービスエリア及び国が整備した「道の駅」において、2021 年度（令和 3 年度）を目途に子育て支援施設の整備を完了させる。

加えて、鉄軌道駅における自由通路や駅前広場の整備及び乗継のための歩行空間のユニバーサルデザイン化を図るもので、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置付けられた地区若しくは国土交通大臣が指定する特定道路を対象に重点支援する。

③共生社会における車両等の優先席、車椅子利用者用駐車施設等、バリアフリートイレ等の利用マナー啓発活動の推進

2020 年（令和 2 年）のバリアフリー法改正により、障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることを踏まえ、車両等の優先席、旅客施設のエレベーター、車椅子利用者用駐車施設等、高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）等の利用マナー啓発キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進する。

④観光スポットのバリアフリー化促進

高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地等において、当該観光地等を代表する観光スポットにおけるバリ

アフリー化を引き続き推進する。また、様々な場面でのバリアフリー化の取組及び施設選択に資する客観的な情報発信を推進すべく、各事業者が取り込みやすかつ効果が高い事例や代表的なピクトグラム等について引き続き、ウェブサイトを通じて、宿泊・飲食・小売分野を中心に観光関係事業者に対し広く発信する。

⑤観光施設における心のバリアフリー認定制度

バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」により、観光施設の更なるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、高齢者や障害者がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進する。

⑥観光地のバリアフリー情報提供の促進

バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの内容が適切に提供されるよう、「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を促進していく。

⑦鉄道における車椅子利用環境改善

2020年（令和2年）8月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について」を受け、車椅子利用環境改善に向けた取組を推進する。

⑧「東京2020大会」特別仕様ナンバープレートの寄付金の活用

「東京2020大会」特別仕様ナンバープレートの普及を促進するとともに、同ナンバープレートの寄付金を活用したUD（ユニバーサルデザイン）タクシー等の整備促進・利便性向上を推進する。

⑨ユニバーサルデザインの街づくりに向けた道路標識改善

ユニバーサルデザインの街づくりに向けて実施してきた道路標識の改善を全国にも波及させるため、各都道府県の標識適正化委員会で策定した標識改善の取組方針や英語表記規定に基づき、道路標識の改善を引き続き推進する。

c) ユニバーサルツーリズム促進事業

観光庁が行う「観光施設における心のバリアフリー認定制度」において認定された、宿泊施設・飲食店等を活用したモニターツアー実証事業を通じて、認定制度に着目したユニバーサルツーリズムの商品造成手法を整理するなど、ユニバーサルツーリズムの促進を図る。

d) ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

ユニバーサル社会の構築に向け、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等がICTを活用した多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境整備を推進する。特に、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータについて、他分野と連携した継続的な整備・更新手法等を検討するほか、大規模イベント時において、高齢者、障害者等を含む人々を対象としたナビゲーションサービス提供等の活用検証を行うとともに、民間事業者との連携を強化し、移動支援サービスの普及を促進する。

e) 障害者等による文化芸術活動推進事業

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」に基づき2019年（平成31年）3月に策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の下、文化芸術を鑑賞、創造及び発表する機会を確保するとともに、障害者芸術文化活動支援センター等の設置や全国障害者芸術・文化祭の開催等を行い、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組み、障害の有無にかかわらず、全ての人が文化芸術に親しみ、才能や個性を生かして活躍することのできる社会を築いていく。

(11) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

a) 地方における消費税免税店の拡大

外国人旅行者向け消費税免税制度については引き続き、事業者等への免税店化の働きかけ等の取組を進め、免税店の拡大に取り組むとともに、2020年（令和2年）4月より電子化が開始された免税販売

手続について、完全電子化される 2021 年（令和 3 年）10 月までに円滑な移行ができるよう、事業者等へ必要な情報の周知や支援を行う。

また、2020 年度（令和 2 年度）税制改正において、一定の機能を有する自動販売機（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）については免税販売を行うことが可能となる措置が講じられており、2021 年（令和 3 年）10 月 1 日からの施行に向け、必要な取組を行う。

b) 伝統的工芸品等のインバウンド需要の獲得

経済産業省が一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会を通じて行う伝統的工芸品産業振興事業の中で、将来の訪日外国人旅行者に向けた情報発信として YouTube（TEWAZA）を活用した海外に向けた情報発信（産地プロモーション）や産地情報の多言語化（パンフレット等の翻訳）を支援する。（外国人の受入可能な伝統的工芸品産地は 2021 年（令和 3 年）4 月末現在で 57 箇所）

c) 保税売店の市中展開による買い物の魅力の向上

関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けることができる保税売店について、これまで羽田空港及び成田空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が営業されてきたが、引き続き保税売店の市中展開の拡大に向け、保税売店で販売した商品の引渡しが可能な空港内カウンターの利便性の向上を図る。

2 交通機関

(1) 「地方創生回廊」の完備

a) 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

① 「ジャパン・レールパス」の購入環境整備 ジャパン・レールパスの認知度向上及び購入しやすい環境の整備の促進

訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、「ジャパン・レールパス」等、訪日外国人旅行者向けの共通企画乗車券について、そのニーズ等の調査を実施する。

ジャパン・レールパスについては、利用者利便の向上・販売利用手続改善の観点から、2017 年（平成 29 年）3 月より日本到着後の購入が可能となるほか、2020 年（令和 2 年）6 月からは、磁気券化されることで自動改札機を利用できるようになるとともに、インターネットを通じた購入及び指定席特急券の予約が可能になるほか、駅の指定席券売機での受取等が可能になるなど、大幅な改良がなされているところ、インバウンド需要の回復後に向け、これらの改善点について積極的な周知・PR 活動を実施する。

② 日本版 MaaS の推進及び企画乗車券の造成・販売の促進

ウィズコロナ、アフターコロナにおける混雑回避等の新たなニーズに対応した、観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み（MaaS）の構築推進に加え、公共交通機関のデータ化、キャッシュレス化、パーソナルな移動環境の整備のほか、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等への支援により、観光地の移動手段の確保・充実等を通じた観光周遊や観光消費の増加を促進する。

また、訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するためなど、訪日外国人旅行者向けの共通企画乗車券について、そのニーズ等の調査を実施拡充に向けた検討を行う。

③ 新幹線全駅の観光拠点としての機能強化

新幹線全駅（108 駅）の観光拠点としての機能強化を図るため、地方運輸局と連携し、地方公共団体、観光協会、関係鉄道事業者等の調整等により、日本政府観光局が実施している外国人観光案内所としての上位の認定の取得、コインロッカーの整備、主要新幹線駅を中心とした手ぶら観光カウンターの設置等を促進する。

④ バスタプロジェクト（集約公共交通ターミナル）の全国展開

バスタ新宿や品川駅、神戸三宮等をはじめとするバスタプロジェクトの全国展開を推進する。その際、官民連携での整備・運営管理を可能とする事業スキームを活用しつつ、MaaS 等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とする。

⑤道路案内標識における英語表記改善

歩道に設置された道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した設置や、英語表記の改善・充実を図る。また、交通結節点や観光地等での分かりやすい道案内の実現に向けて、看板及び歩行者案内標識の集約、QR コードの貼付等による周辺施設案内の充実を図る。

さらに、道路案内標識と国土地理院が公開した英語版地図（2.5 万分の 1 等）における道路関連施設や山等の自然地名の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関と調整しつつ英語表記の原案を作成するとともに、国土地理院と地図について調整を実施する。

⑥交差点名標識への観光地名称の表示

広域的な観光周遊を支援するため、観光地に隣接する交差点又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地への分かりやすい案内となるよう、道路標識適正化委員会にて調整し、標識が改善されるよう全国的に推進する。

⑦規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

インバウンドをはじめとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者が悪影響を及ぼさないと思われる航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」により、旅客船による新たな観光航路開設や、観光資源を巡る周遊運航等の旅客船事業における新サービス創出の支援を行う（2020 年度（令和 2 年度）承認等実績 5 件）。

また、国家戦略特区内において自家用有償観光旅客等運送事業を適切に活用し、過疎地域等での観光客を中心とした移動ニーズに対応する取組を進める。

b) 訪日外国人旅行者向け周遊定額パス

訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる訪日外国人旅行者向け周遊定額パス等の企画割引について、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、利用促進を図る。

c) 高速道路の周遊定額パス

地域振興や観光振興のため、高速道路会社等が、地方公共団体や観光施設・宿泊施設等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊定額パス等の企画割引について、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、利用促進を図る。

d) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験

中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスについて、実証実験結果を踏まえ 2019 年（令和元年）11 月から秋田県の道の駅「かみこあに」、2021 年（令和 3 年）4 月から滋賀県の道の駅「奥永源寺溪流の里」を拠点としたサービスの社会実装を実施している。引き続き、長期（約 1～2 箇月）の実証実験を実施するとともに、準備の整った箇所から順次、社会実装を実現していく。

e) 訪日外国人レンタカーピンポイント事故対策

訪日外国人のレンタカー利用による事故の減少に向け、国際空港周辺から出発する訪日外国人等が運転するレンタカーの ETC2.0 データ等のビッグデータを活用したピンポイント事故対策に関するガイドラインを作成する。

f) レンタカーの多言語コミュニケーション

訪日外国人に対し、日本の交通ルール等の更なる理解を図り、レンタカー等利用時における交通事故防止を推進するため、関係機関・団体と連携し、日本の交通ルール、安全運転等に関する広報啓発活動を実施する。

また、「訪日外国人旅行者のレンタカー利用促進に向けた検討会」の検討結果を踏まえ、訪日外国人観光客がストレスなく快適にレンタカーを利用できる環境づくりのため、業界の多言語化対応への取組を支援する。

g) 北海道での観光列車の充実

北海道において、JR 北海道と道外の事業者が連携して、例年観光のピークを迎える夏に観光列車の運行を実施する取組を継続するとともに、国と道が協力して、北海道の第三セクターを活用した観光列車の導入を進める。

h) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

地域の多様な主体の連携により、地域の新しい観光コンテンツの開拓や情報発信の強化を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者誘致の加速化に向け、二次交通について、感染症拡大防止策を講じた上で、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させる。

i) 自家用有償旅客運送の実施の円滑化

自家用有償旅客運送の輸送対象として観光客を明確化したことを踏まえ、引き続き、地域の観光資源へのアクセスの充実を図る。

j) 北方領土隣接地域への新たな日常における旅行者誘客調査

北方領土隣接地域の観光振興を図るため、ドライブやサイクリング等を含めたモビリティ・ミックスによる移動の円滑化、自然や第一次産業体験メニューの造成によるエリアツーリズムの形成等により、新たな日常における誘客を促進する。

k) 北海道ドライブ観光促進プラットフォームの取組

官民一体（観光・交通関係団体、行政等）となって組織する「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」において、来道外国人ドライブ観光客の移動経路等の GPS データを継続的に把握・共有・活用すること等により、ポストコロナを見据え、オール北海道で来道外国人ドライブ観光を促進する。

(2) 公共交通利用環境の革新

a) 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

① 鉄道におけるインターネット予約・チケットレス化の推進等

旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、東海道・山陽新幹線における車いす対応座席の一部をインターネットで予約可能にするなどインターネット予約環境の一層の充実やスマートフォン等を使用した新たな乗車決済環境の整備を促進する。

② 経路検索に必要な情報整備の促進

ウィズコロナ、アフターコロナにおける混雑回避等の新たなニーズに対応した、観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み（MaaS）の構築推進に加え、公共交通機関のデータ化、キャッシュレス化、パーソナルな移動環境の整備のほか、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等への支援により、観光地の移動手段の確保・充実等を通じた観光周遊や観光消費の増加を促進する。

③ バス系統ナンバリングの導入・改善促進

全ての利用者に分かりやすいバス系統案内を実現する観点から、「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」について、事業者や地方公共団体等の関係者へ周知を図る。

④ 世界水準のタクシーサービスの充実

日本の配車アプリの多言語化を進めるとともに、日本のタクシー・配車アプリと海外配車アプリの連携を強化し、訪日外国人が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。

また、外国語対応ドライバーの採用・育成や多言語タブレット等の活用を促進するとともに、キャッシュレス決済への対応を推進することで、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備する。

さらに、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を検討するとともに、空港・主要駅における訪日外国人対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図る。

⑤ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

2025年度（令和7年度）までのバリアフリー法に基づく新たな整備目標の達成に向けて、バリアフリー化したタクシー車両の普及を促進する。特に、UD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて必要な支援を行う。

⑥プライベートリムジンの全都道府県への導入

訪日外国人等をターゲットにした「プライベートリムジン」を全国で実施するために、認定制度を導入し、普及促進を図る。

b) 手ぶら観光の普及・促進

訪日外国人旅行者の利便性向上による地方誘客及び消費喚起を促進するため、手ぶら観光カウンターの機能向上に対する支援も活用することで、観光地の「まちあるき」の満足度向上や、多様な移動ニーズへのきめ細やかな対応に資する認定手ぶら観光カウンター（免税品の海外直送サービスが可能な手ぶら観光カウンターも含む。）を増加させる。

c) 新幹線の無料Wi-Fi環境等の整備促進

訪日外国人旅行者のニーズが高く、移動時間中の情報収集に有意義な鉄道車両の無料Wi-Fiサービスについて、訪日外国人旅行者の利用が多い在来線特急でもサービスの提供を拡充する。また、新幹線車両等のトイレの洋式化や大型荷物置き場の設置を促進する。

d) 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気に推進するほか、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるなどにより、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。また、引き続き、地域鉄道等の公共交通機関の利用環境について、全国300線区を抜本的に改善する。

さらに、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）」（国際観光振興法）に基づき、観光庁長官が指定した区間において事業を営む公共交通事業者等による外国人観光旅客利便増進計画をとりまとめ、公共交通事業者等の計画的なインバウンド対応を促進する。加えて、2021年度（令和3年度）末には利用動態等を踏まえた指定区間や計画の見直しを実施することで、2022年度（令和4年度）以降の継続的な対応を促す。

e) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

訪日外国人旅行者の国内訪問地間の移動や利用交通機関等の実態が把握可能なデータ（FF-Data）を整備し、地方公共団体等に提供する。また、利用者ニーズに応じて提供データ内容の拡充を図り、更なる交通環境等の整備を促進する。

f) 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、本制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、必要に応じた制度の見直しを検討する。

また、85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施するとともに、実施状況については検討委員会でフォローアップを行う。

g) トンネル施設における電波遮へい対策

延伸予定区間の新幹線トンネルについて、開業までに携帯電話が利用できるよう対策を講じる。また、在来線トンネルについては、1日の平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルにおいて携帯電話を利用できる環境の整備を行う。

(3) 非常時における訪日外国人旅行者への情報提供の充実

新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供について、多言語（英語、中国語及び韓国語）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QR コードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。

また、「空港における自然災害対策に関する検討委員会」でとりまとめられた『「A2-BCP（災害時の空港機能の保持及び早期復旧に向けた目標時間、関係機関の役割分担等を明確化した計画）」ガイドライン』に基づき、各空港において策定された「A2-BCP」により、災害発生時等の非常時においても、空港利用者が適切に情報を収集し、安全に避難し、場合によっては安心して空港内に滞在できるよう、非常時の空港における情報提供（滞留者等に対し空港アクセスの被害や復旧状況の発信等）の充実を図る。さらに、自然災害発生時の空港アクセスの確保について、関係機関との連携を図り、統括的なアクセス交通マネジメントの体制の構築に向けて検討を進める。

(4) 最新技術の導入等による防災気象情報の高度化

災害時に訪日外国人へ迅速・的確に危機感を伝え、的確な防災対応に資するため、線状降水帯に伴う豪雨や台風等の監視・予測技術の精度向上に必要な技術動向調査や学官連携による高度な技術開発に取り組むとともに、一日先の面的な危険度予測の提供、大雨特別警報を改善するなど、防災気象情報を高度化する。

(5) 空港アクセスバス事業の実施地区の拡大

運賃の柔軟な設定、運行計画変更の提出期間の短縮が可能となる国家戦略特区内の空港を発着地とする空港アクセスバス事業の導入により、今後更なる増加が予想される観光・ビジネス需要に対応した空港アクセスの利便性の向上を図る。

(6) 旅客施設・車両等のバリアフリー化推進

a) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

【再掲】第IV部第2章第1節1 (10) b) ①

b) バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進

バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に、空港アクセスバス（リフト付きバス等）やUD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて必要な支援を行う。

c) 空港におけるバリアフリー化の推進

航空旅客ターミナル施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）」を踏まえ、引き続きユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進する。

3 文化財・国立公園

(1) 文化財等における分かりやすい多言語解説等の充実

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づき、文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援する。また、特に、東京国立博物館をはじめとする国立博物館においては、日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化の理解促進に寄与する展示を行うとともに、国立博物館やその他の博物館等において、外国人目線に立った多言語対応等のインバウンド受入に資する環境整備等の充実に取り組み、それらの成果の横展開に努める。

さらに、観光資源としても極めて有効な文化財について、先進的・高次元な多言語解説を観光施策と連携させつつ整備する。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財への理解を深め、魅力を十分に感じるような環境整備を着実に進める。

(2) 国立公園における多言語解説の整備、充実

国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、全34国立公園に加え国定公園及び長距離自然歩道を対象に、観光庁事業と連携して国立公園に関連する英語解説文を整備しつつ、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を

活用した多言語対応の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行う。

4 農泊

農山漁村において、農林水産業及び地域振興による所得向上及び活性化を図るため、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、意欲のある地域を対象に、実施体制の構築、多言語案内や無料 Wi-Fi 環境の整備、古民家等を活用した魅力的な滞在施設の整備、農山漁村ならではの多様な地域資源を活用した農泊コンテンツの充実と高付加価値化等への支援を行う。また、日本政府観光局等との連携による国内外へのプロモーションや、農泊に取り組む地域が抱える課題解決のための専門家派遣等への支援を行う。

第2節 地域の新しい観光コンテンツの開発

1 文化財

(1) 地域の文化財の一体的整備・支援

a) 地域の文化財の一体的な保存・活用の促進

文化資源を中核とする観光拠点・地域を約 400 箇所整備するため、2020 年（令和 2 年）5 月に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）」に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化、文化財保存活用地域計画等の認定、作成支援等の取組を加速する。また、文化財について先進的・高次元な多言語解説の整備、観光資源としての価値を高める美装化への支援や「Living History（生きた歴史体感プログラム）事業」（文化財を活用した復元行事・歴史体験事業）の充実促進を図る。

2018 年（平成 30 年）に改正された文化財保護法（「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）」）に基づき、地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るため、地域の文化財の総合的な保存活用に係る計画の策定を支援する。さらに、日本遺産については、日本遺産全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化していくため、地域の不断の努力を促すメカニズムの構築や地域の磨き上げを促進するための支援の充実等、日本遺産を活用した継続的な取組を推進する。加えて、文化財について観光資源としての価値を高める美装化への支援や「Living History（生きた歴史体感プログラム）事業」（文化財を活用した復元行事・歴史体験事業）の充実促進を図る。

b) 適切な修理周期による修理・整備

国宝、重要文化財建造物、美術工芸品、登録有形文化財建造物、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区の建造物について、適時適切な保存修理等を実施するとともに、防災施設整備や耐震対策の充実を図ることで、その価値を損なうことなく次世代へ継承するとともに、観光資源としての活用も図る。また、修理現場の公開や解説設備の設置、来訪者の便益施設の充実等を促進する。

c) 国指定等文化財の美観向上、公開のための施設設備の充実等

国宝、重要文化財、登録有形文化財、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区において公開のための施設整備の充実や美観向上を進め、観光利用促進を図る。加えて、訪日外国人旅行者を含め、全ての人たちが文化資源を中核とした観光を楽しめるよう、分かりやすい解説や多言語化の一体的な整備を支援する。また、文化財の特性に応じてバリアフリー化を促進し、快適性や安全性を高める。

d) 学芸員等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の実施

全国各地の学芸員や館長等を対象とした博物館学芸員専門講座や博物館長研修、ミュージアム・エデュケーション研修やミュージアム・マネジメント研修等の研修を実施し、観光との連携に関するプログラムを取り入れるなど、文化財の適切な保存・活用とともに、文化財の魅力を促進・発信できる人材を育成する。また、国立文化施設においても、学芸員等を対象とした研修・講座を開催し、国立美術館におけるキュレーター研修を 2020 年（令和 2 年）よりも回数を増やし実施するなど、研修や講座の拡充に努め、各地の博物館関係者の人材養成や、観光を含めた多様な分野との連携等に資する取組を行う。

e) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、関係省庁、地方公共団体、民間企

業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、民間事業者等が当該情報を活用できる仕組みづくりの検討を進め、また、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化する。

f) 美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長

国内外の来館者に博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力を発信するため、障害者、子ども、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援や参加・体験型プログラム、教育普及事業のオンライン配信等の推進に取り組む。また、国立博物館や国立劇場等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定、SNS 等を活用した積極的な情報発信に取り組むほか、ICT を活用した新たな生活様式を踏まえた取組等、より快適な鑑賞環境の充実等に取り組む、その成果について助言等の求めがあれば応じる。

さらに、地方館でも文化資源の魅力を伝えるため、国立博物館等において、地方館への収蔵品貸与の促進事業や文化財の保存・活用に関する指導・助言に取り組む。加えて文化財情報資源のデジタル資源化や情報データベースの構築等を促進することにより、文化財が持つ魅力や価値を引き出すとともに、博物館に来訪できない方も含め、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化への社会的な理解を促進する。

g) 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

訪日外国人利用者数の多い空港等の効果的な公共空間で VR・AR 等の先端技術を駆使し、訪日外国人旅行者に幅広い日本文化の魅力を発信することにより、インバウンド回復とともに、文化資源による地域活性化や観光拠点形成等を目指す（2021 年度（令和 3 年度）：約 9 件）。また、訪日外国人旅行者が文化財への理解を深め、魅力を十分に感じるように「文化財の観光活用に向けた VR 等の制作・運用ガイドライン」を踏まえた文化財 VR 等のコンテンツ制作を促進し、文化財による地域活性化や観光拠点形成等を目指す。

h) 訪日外国人旅行者が日本の伝統芸能の魅力を体験する機会の充実

国立劇場をはじめとする国立文化施設において、外国人向けの公演、鑑賞教室等の開催や外国人来館者の集客を見込んだ取組について、新たなプログラムも加えつつ開催するとともに、多言語ガイドや字幕等の整備等にも取り組むことにより、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実を図る。

(2) 文化庁の移転と機能強化

「文部科学省設置法（平成 11 年法律第 96 号）」改正の際の附帯決議において、「文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果について、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること」とされており、本格移転前に、集中的なシミュレーションを行うことを通じて、課題等を洗い出し整理する。

(3) 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

地域の多様で豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組への支援を推進することで、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化するとともに、文化財を活用した観光拠点の好事例を収集し、文化財保存活用地域計画等に基づく観光拠点の整備を進める。

(4) 我が国の文化の国際発信力の向上

地域文化創生本部において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するため、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化する。2021 年度（令和 3 年度）は、大学等との共同研究事業を継続展開し、大学研究者間のネットワーク構築を推進する。

また、日本全国で開催されている芸術祭等について、新型コロナウイルス感染症の状況下においても国際的な認知度の向上に資する取組を充実・発展させることで、コロナ収束後のインバウンドの回復につながる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点形成を支援するとともに、地域の文化芸術資源を活用した計画的な取組を支援する。さらに、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作公演等に対し支援するとともに、海外の芸術団体が参加し、我が国で開催される国際的な舞台芸術イベント

等に支援することにより、日本文化の魅力を国内外に発信する。

(5) 世界文化遺産の観光への活用

「地域文化財総合活用推進事業」により、引き続き、世界文化遺産の魅力を幅広い人々に発信するため、総合的な情報を発信するためのウェブサイト、パンフレット等のコンテンツの制作や多言語化、VR・QRコード資料等を活用した情報発信、ガイド機能の強化等に資する取組を積極的に支援し、世界文化遺産の所在する地域の活性化・誘客を図る。

(6) 文化芸術資源を活用した地域活性

我が国の文化拠点である博物館や劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子ども、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応、学校や地域との連携を促すとともに、大学等を活用して文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

(7) 「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

関係機関と連携して、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々で展開する。特に、中核的事業である「日本博」では、自国文化の魅力等の発見・再認識、外国人の訪日・再訪日・地方への誘客を促進するため、様々な文化資源を活用し、全国各地で年間通じて体験プログラムの創出や多言語での展示等を推進するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行い、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、文化芸術立国の基盤強化、文化による国家ブランディングの強化等を図る。

(8) 地域におけるインバウンドに対応した新たな文化観光拠点・地域の整備等

美術館や博物館等の文化施設について、観光活用や国際交流を促進する。このため、インバウンド受入に資する環境整備や持続的な国際交流モデルの構築等に対する支援を充実するほか、博物館のあり方について中長期的に検討を行う。

また、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づく拠点計画及び地域計画の策定を支援するとともに、同法の認定を受けた計画に基づく事業の実施について重点的に支援する。さらに、文化観光の推進に関する好事例を収集・分析し、関係者に広く周知すること等により、事業の充実促進を図る。

さらに、上質なサービスを求める旅行者に対応したコンテンツづくり等を戦略的に進めるため、文化施設や文化資源について、高付加価値化を促進する。

(9) 「地域ゆかりの文化資産」の地方展開促進による地域活性化

国や国立博物館等が有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人観光客にも分かりやすく魅力的に地域の歴史・文化等を発信する各地域の博物館等の取組を支援し、訪日外国人観光客の地方への誘客や満足度の向上等地域活性化を図る（2021年度（令和3年度）：約30件～40件）。

(10) 三の丸尚蔵館収蔵品の公開拡充

三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室ゆかりの貴重な美術品等の公開拡充に向けて、収蔵品の検索・照会がインターネット上で簡便に行うことができるようなデジタルアーカイブを構築等することで地方貸出し要望への対応を強化し、地方の博物館、美術館等において展覧会を毎年4館以上で開催するなど、積極的な地方展開を進める。

(11) メディア芸術の創造・発信の強化

優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示・上映する「文化庁メディア芸術祭」を開催し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信する。国内外のメディア芸術関連フェスティバルや団体との連携を強化し、国際的な総合フェスティバルを目指す。

2 国立公園

(1) 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

a) 国立公園の受入環境整備推進

世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園において、訪日外国人旅行者等を含むあらゆる人にとっての快適な利用を促進するため、対象公園の拡充等による体験型コンテンツ等の充実や質の向上等

を通して受入環境を整備するとともに、ウェブサイト・SNS等のほか、旅行博等の機会も活用し、体験型コンテンツやモデルコースを紹介するなどして、国立公園の利用に関する情報発信を行う。

b) 地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するためエコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や認定地域への情報発信等の支援を行うとともに、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成研修やアドバイザー派遣等により支援するほか、エコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等、地域が実施するエコツーリズムを推進する取組に対して支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。

c) 統一性のある情報提供等の推進及び効率的な利用環境改善

国立公園の優れた自然風景地の保護と利用を図るため、ユニバーサルデザインや長寿命化対策による安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に加え、脱炭素化に向けて受入施設のカーボンニュートラル化を進める。ビジターセンター等においては自然情報に加えて、周辺のアクティビティ情報や観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、カフェ等の導入により滞在環境の向上を図る。また直轄野営場においても PPP/PFI により、民間事業者による質の高いサービスを導入することで機能強化を図る。

(2) 「国立公園満喫プロジェクト」の推進

「国立公園満喫プロジェクト」において、10の公園において新たに策定された「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込むための以下の取組を実施するとともに、これらの個々の取組について、国立公園全体を対象として展開を図る。また、国立公園満喫プロジェクトの成果を踏まえ、自然体験アクティビティの促進や利用拠点での魅力的な滞在環境の整備等を国立・国定公園全体で推進するため、「自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）」の改正を行う。

a) 自然満喫メニューの充実・支援

マリモツア一等自然や温泉を生かした体験型コンテンツの充実、自然を満喫できるグランピングの拡大、野生動物の保全活動を組み込んだツアーの造成、質の高いガイドの育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた実証実験等の取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等多様な主体と連携しつつ実施する。

b) 海外への情報発信強化

環境省や OTA 等と連携し、日本政府観光局グローバルサイト内に構築された、情報発信から予約成立まで一気通貫の動線の確保ができる国立公園ウェブサイトを活用して、より高度なデジタルマーケティング手法による分析を行うとともに、その結果を踏まえた見直しを行いつつ、戦略的に日本の国立公園の魅力在海外に情報発信する。

c) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を中心に連携を図り、2020 年度（令和 2 年度）に策定した「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進する。また、国有林を所管する林野庁との連携事業を実施する。さらに、多言語化の充実やコンテンツの造成等について国定公園に展開を図る。

(3) 新宿御苑における国立公園の情報発信強化

2020 年（令和 2 年）7 月にオープンした国立公園の興味関心を喚起する情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、日本の国立公園の魅力は大画面で訴求する映像設備やデジタルを活用した体験型展示、国立公園案内カウンターや物販設備等を活用し、新宿御苑の来園者に、国立公園の魅力を発信する。

(4) 利用拠点の滞在環境の上質化

再生、活性化を図る国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を同時一体的に実施することにより、利用拠点の景観改善、上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図る。

(5) ビジターセンターのインバウンド対応機能強化と VR 等を活用した展示の充実

国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等を訪日外国人旅行者に分かりやすく伝えることにより、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加につなげるため、国立公園のビジターセンターにおいてアクティビティ等の情報を多言語で提供するデジタルサイネージ機器については設置された 18 公園を対象にコンテンツの拡充等を行い、デジタル技術を活用した展示については新たに 3 公園に導入する。

(6) 国立公園等におけるワーケーションの推進

国立・国定公園及び国民保養温泉地において、新型コロナウイルス感染症拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性化を図るため、自然体験型ツアーやワーケーションの企画・実施・準備・受入環境整備・感染症対策・脱炭素化等の地域一体となった取組を支援する。

3 公的施設・インフラ

(1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

a) 迎賓館赤坂離宮（東京都港区）

2020 年度（令和 2 年度）に引き続き、国賓等の接遇等に支障のない範囲で、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ通年で一般公開を実施する。

6 箇国語対応（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語）となったウェブサイトを知周・活用するほか、Twitter 等の SNS を活用した一般公開の広報を行い、新たな参観者層の取り込みを図るとともに、修学旅行生向けコンテンツ等を作成し、その周知を図る。

また、同年度に引き続き、ガイドツアーや館内での演奏会を伴った参観等の特別企画を計画的に実施する。

さらに、同年 6 月に開設した休憩所の活用により、参観者の利便性を向上させる。

加えて、迎賓館赤坂離宮の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、ユニークベニューとして迎賓館を活用する「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。

b) 京都迎賓館（京都府京都市）

2020 年度（令和 2 年度）に引き続き、国賓等の接遇等に支障のない範囲で、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ通年で一般公開を実施する。

6 箇国語対応（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語）となった参観アプリを知周・活用するほか、認知度向上に向け、Twitter や Instagram を活用し、迎賓館 PR 動画（日本語及び英語）等を発信するなど、効果的な一般公開の広報を実施するとともに、学生の視点で伝統的技能及び京都迎賓館の魅力をつかえた PR 動画により、若い世代の関心を引く広報を実施する。

また、通常参観とは異なる体験を含む特別ガイドツアーや京都迎賓館文化サロン等、季節等に応じた特別企画を計画的に実施する。

さらに、京都迎賓館の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、ユニークベニューとして迎賓館を活用する「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。

c) 総理大臣官邸（東京都千代田区）

「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」について、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において実施する。

d) 皇居（東京都千代田区）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（参観者への周知（マスク着用、手指の消毒）、施設消毒等）に取り組む。

引き続き、土曜日の参観、事前予約のほか当日受付を行い、訪日外国人向けに英語ガイド及び中国語

ガイドの参観を実施するとともに、新たにスペイン語ガイドを開始する。1回当たりの参観定員は引き続き500人とする。

また、2020年度（令和2年度）に更新した6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトを周知・活用するなど、ガイドの強化・広報の拡充に取り組む。

さらに、乾通りの一般公開（春季及び秋季）については、規模、内容等に鑑みた新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施する。

e) 皇居東御苑（東京都千代田区）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（入園者への周知（マスク着用、手指の消毒）、施設消毒等）に取り組む。

引き続き、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施する。

また、近年、訪日外国人の入園者が急増していることから、英語で対応可能な職員を配置する。

さらに、2020年度（令和2年度）に更新した6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトを周知・活用するなど、ガイドの強化・広報の拡充に取り組む。

f) 三の丸尚蔵館（東京都千代田区）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（入館者への周知（マスク着用、手指の消毒）、施設消毒等）に取り組む。

引き続き、他の美術館・博物館等と連携しつつ、日本博事業への協力や全国各地で年4箇所以上の展覧会を実施するなど三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開や公開の拡充を図るとともに、展示面積の拡大等を行うため、三の丸尚蔵館の整備・建替を行う。

g) 京都御所（京都府京都市）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（参観者への周知（マスク着用、手指の消毒）、施設消毒等）に取り組む。

引き続き、通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、日本語、英語及び中国語ガイド案内を行う。

また、2020年度（令和2年度）に更新した6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトを周知・活用するなどガイドの強化・広報の拡充を行う。

引き続き、文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意しつつ、京都御所清涼殿の桧皮葺屋根葺替及びその他整備工事（2022年（令和4年）3月完了）を実施する。さらに清涼殿襖絵の復元模写も行い、工事完了後には公開を行う。

h) 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮（京都府京都市）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（参観者への周知（マスク着用、手指の消毒）、施設消毒等）に取り組む。

引き続き、通年で参観を実施し、6言語対応（日本語・英語・フランス語・中国語・韓国語及びスペイン語）の宮内庁ウェブサイトや音声ガイドの周知・活用を行う。

また、京都仙洞御所の音声ガイド機器（5言語対応〈英語・フランス語・中国語・韓国語及びスペイン語〉）を増やし、説明内容の見直しを行うことで、より充実したものとする。

引き続き、桂離宮については、1日当たり24回（総定員480人）のガイド参観（外国人専用の英語ガイド参観を含む。）及び有料（18歳以上1,000円）での参観を行うとともに、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を2021年（令和3年）秋に実施する。

i) 御料牧場（栃木県塩谷郡高根沢町）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（見学者への周知（マスク着用、手指の消毒）、施設消毒等）及び家畜伝染病に対する防疫強化に取り組みつつ、引き続き、地元の地方公共団体と協力し、年4回地元外からの見学会を実施する。

また、展示物や御料牧場紹介DVDを活用するとともに、見学会に体験型イベント等を行うなど内容

の充実を図る。

j) 埼玉鴨場・新浜鴨場（埼玉県越谷市・千葉県市川市）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（見学者への周知（マスク着用、手指の消毒）、施設消毒等）に取り組む。

引き続き、年 12 回の地元外からの見学会を実施する。団体申込みについても引き続き受け入れることとする。

また、これまで、年 2 回春季及び秋季に実施する募集期間中の申込みについて、それぞれ 1 箇所の鴨場のみ応募可能だったところを、2 箇所とも応募できることとし、申込みの利便性の向上を図る。（宮内庁が所管する鴨場は、埼玉鴨場及び新浜鴨場の全 2 箇所）

k) 信任状捧呈に係る馬車列

信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の 1 週間前までに行うことを原則とし、手続上可能な場合には 1 週間前よりも更に閣議を前倒して実施することにより、可能な限り広報時期を更に前倒す（原則として、国会会期中を除くこととするが、国会会期中であっても手続上可能な範囲で前倒して実施する。）とともに、宮内庁及び日本政府観光局ウェブサイト等の広報媒体の活用や情報提供先との連携を図ることにより、周知を強化する。

l) 造幣局本局（大阪府大阪市）

工場見学における当日受付・事前予約制の併用を引き続き実施する。

また、本局の工場見学の充実（プルーフ貨幣の製造工場の見学コースの追加、撮影スポットとしてトリックアートの設置、通り抜けの桜の紹介コーナーにおける桜の映像の映写）を図る。

さらに、造幣博物館及び造幣さいたま博物館の休日開館（年末年始や展示品入替日等を除く。）を引き続き実施する。

加えて、展示内容が外国人にも分かりやすいよう、ポケット学芸員（展示品紹介スマホアプリ）を用いた多言語化の充実（導入済の英語に加えて、中国語及び韓国語の追加導入）を図る。

m) 首都圏外郭放水路（埼玉県春日部市）

2018 年（平成 30 年）に開始し、2019 年（平成 31 年）3 月から新たに 3 つのコースを用意して質的向上を図った有料見学会（民間運営）について、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催する。また、2021 年度（令和 3 年度）からは施設の認知度向上とインバウンド見学者の増加を図るため、施設での撮影やイベント開催を目的とした有料の貸出（民間運営）を新たに行う。

n) 大本営地下壕跡（東京都新宿区）

2020 年（令和 2 年）8 月より公開を開始した大本営地下壕跡（東京都新宿区市谷）について、見学者の満足度を更に高めるため、パンフレットの充実や非公開箇所をバーチャル上で見学できるシステムの導入の検討等を進め、魅力向上を図る。

o) 日本銀行（東京都中央区）

本店本館について、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能とするため、2016 年（平成 28 年）6 月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、日本語、英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。また、2019 年（令和元年）6 月に見学の事前予約についてインターネット受付を開始した。2021 年度（令和 3 年度）においても、これら施策を継続し、その定着を図る。

(2) 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

歴史的・文化的価値を有し、周辺の風景と調和して美しい景観を生み出している灯台について、地域の観光資源としての活用を図るため、灯台に関する国際的行事の招致や地域が行う灯台を活用したイベントへの協力、灯台が持つ歴史的・文化的価値の発信等、地域連携及び情報発信を行う。

また、ダム、橋、港、砂防、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を周辺自然環境と併せて観光資源として活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。地域観光資源と連携した旅行商品の造成、持続可能な運営体制の検討及び受入環境整備を実施するとともに、インバウンドに対応するため、インバ

ウンド向けツアーのプロモーションや海外に向けた情報発信等を実施する。

(3) 一般公開・開放された公的施設を活用した訪日プロモーション

関係府省庁と連携し、日本政府観光局ウェブサイトやスマホアプリ、SNS 等において、一般に公開・開放されている公的施設・インフラの情報を海外に向けて発信する。

(4) 国民公園の魅力向上

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、開園時間の延長やライトアップ、民間イベントでの活用、最新技術を活用した武家屋敷・皇室庭園としての歴史・文化の発信のほか、来園者のビジネスユース需要に対応するためのワーケーション環境整備に取り組む。皇居外苑については、民間と連携した施設や苑内の活用を図るとともに、濠水浄化やライトアップ等による豊かな自然と景観を創出する。京都御苑については、引き続き歴史遺構解説、由緒ある建築物のリノベーション等の整備を進めるとともに文化資源アーカイブ構築に向けた取組を進める。

4 古民家や城泊・寺泊等

(1) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、関係省庁による支援等を通じて、地域の担い手の発掘や磨き上げ、古民家や城、社寺等の歴史的資源の活用の更なる全国展開、滞在の多様化・高質化等を推進するために、以下の取組を実施する。

a) 人材支援・育成

①歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおける取組

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトで公表している支援メニュー集及び歴史的資源の再生・活用成功事例集の更新、内容の充実等を行い、各省庁と連携し、会議等で全国の地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等により広く情報共有を行う。

また、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームで運営するワンストップ窓口において、地域からの相談や要望に対応、専門家による現地視察や相談者へのヒアリング等の支援を展開する。地域ごとの熟度に応じた支援等を実施することで、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー及び磨き上げを行う。さらに、地域への横展開を図るために連携推進チームのウェブサイトで公開している成功事例集を充実させる。

②歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

歴史的資源を活用した観光まちづくりに関連する専門人材・企業リストの更新を行い、相談へのよりきめ細やかな対応を進める。そのほか、課題を持つ農泊地域に、専門家等を派遣するなどにより、地域人材の育成等を行う。

b) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

①地方公共団体等への情報発信

各省庁が行う地方公共団体を対象としたセミナーや会議等を活用し、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進の重要性・有用性について周知を行う。また、総務省が実施する地域経済好循環拡大推進会議等の機会を通じて、地方公共団体、地域金融機関や、商工会議所・商工会等関係機関への周知等も行う。

②歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地域が抱える障害の把握や解決策の検討

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地方公共団体（日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等）に対し、各省庁を通して得た情報を収集し、歴史的資源を活用する際の課題や障害を把握し、解決策の検討・情報提供を行うことで、地方公共団体における歴史的資源の活用の更なる活発化を図る。

③歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域間による相互の取組内容の共有

重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進チームのウェブサイトや歴史的資源を活用する際の課題等を把握し、解決策の検討や情報提供を行ったり、歴史的資源を活用した観光まちづくり成功事例集を掲載したりすることで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図る。

c) 古民家等の歴史的資源を活用した観光情報の発信

城泊、寺泊、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりや地域に関する情報について、日本政府観光局のウェブサイト、SNS等を通じた海外への発信を強化することにより、地方誘客を図る。

d) 金融・公的支援等の促進

①古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域金融機関が地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった支援を行うよう促す。

②支援プロジェクトを特定したふるさと納税

古民家等活用による観光まちづくりを促すため、3大都市圏の民間企業等の社員を地方公共団体に一定期間派遣する「地域活性化起業人（企業人材派遣制度）」や、ふるさと納税を通じたクラウドファンディングによる地域おこし協力隊員等の起業支援といった応援制度及びその具体的な活用事例について、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知徹底を図る。

③不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した古民家等の再生を推進

不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を用いて、空き家、空き店舗、公的不動産（PRE）等の遊休不動産を地域資源として再生・活用するため、事業者、地方公共団体、地域金融機関等の関係者間の情報について、相互に情報を把握しやすくするマッチングサービスを構築するとともに、不動産証券化手法を活用した新しい生活様式に適応するための改修事業の実施支援や、土地・建物を賃借する不動産特定共同事業に係るモデル約款の作成を行う。

④地域経済循環創造事業交付金による支援

地域の資源及び資金を活用して雇用を生み出す事業の立ち上げを支援する「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」において、新規性・モデル性の高い古民家等活用事業の立ち上げを支援し、歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進する。

⑤重要伝統的建造物群保存地区における建造物の利活用に向けた整備等への支援

重要伝統的建造物群保存地区について、修理・修景、耐震対策、防災対策等に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、公開活用整備や美観向上も支援する。また、伝統的建造物等の外観の修理・修景に併せた内部の宿泊施設や交流施設等への一体的整備、解説整備及びこれに併せた多言語化について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、インバウンドの拡大や観光まちづくりの一層の促進に努める。

⑥制度及び支援方策の改善・充実

連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を専門家とともに整理・分析し、金融・公的支援に係る支援を進める。幅広い相談に対応できるよう、各省庁とも連携し、情報を収集することで、支援メニュー集の充実を図る。また、支援メニュー集を歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進チームのウェブサイトに掲載することで、補助金等の支援内容を周知し、古民家の活用やまちづくりの取組の拡大を図る。

e) 既存の規制・制度の改革

①用途変更許可運用の弾力化

地域の実情に応じ、用途変更の弾力化が図れるよう、2016年（平成28年）12月27日に開発許可権者（地方公共団体）に対し、技術的助言を発出したことから国・地方公共団体が参画する担当者会

議等において事例を紹介するなど施策を推進していく。

②消防用設備等の合理的な運用に関する考え方の周知

建物特性や用途特性に応じて、消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方について整理した資料を、消防本部、事業者等に継続的に周知し、必要に応じて内容を更新していく。

③規制及び制度の改善

「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）」、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」、「旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）」、「文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）」等について、連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を随時整理・分析することで、問題点を洗い出し、適時適切に規制・制度の改善を進める。あわせて、各省庁と連携・情報共有することで、弾力的な運用ができるように更なる関係強化を進める。

(2) 城泊、寺社仏閣泊等の地域の新しい宿泊コンテンツの開拓の推進

城泊や寺泊をはじめ、地域の創意工夫による新たな宿泊コンテンツの開拓を進める。また、城や社寺を日本ならではの文化が体験できる宿泊施設として活用することを目的に、専門家によるアドバイス、宿泊コンテンツ造成の支援等を行う。

さらに、マリモツツアー等自然や温泉を生かした体験型コンテンツの充実、自然を満喫できるグランピングの拡大、野生動物の保全活動を組み込んだツアーの造成、質の高いガイドの育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた実証実験等の取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等多様な主体と連携しつつ実施する。

(3) 良質で健全な民泊サービスの普及等の促進

a) 健全な民泊サービスの普及

住宅宿泊事業について、違法民泊を排除し、公正な市場を確保することにより、健全な民泊サービスを普及させるとともに、地域住民との交流による観光需要を創出することで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国内観光需要の回復に取り組む。また、違法民泊対策等を進める中で、デジタルを活用したより効率的な市場の健全化を図る。

b) 外国人滞在施設経営事業（特区民泊）の実施地域の拡大

国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、実施地域の拡大等、制度のより一層の利用促進を図る。

(4) 宿泊施設整備の促進

a) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の推進

宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を推進する。

b) まちづくりファンド支援事業

まちの活力や利便性の向上等を目指す地方都市を中心として、地域金融機関等と民間都市開発推進機構が連携して設立するまちづくりファンドが、古民家や空き家・空き店舗等をリノベーションして行う観光関連施設等の整備について民間企業等からの寄付も活用しつつ出資等により支援し、外国人等の観光客需要へ対応する。

5 農林水産関係の地域資源

(1) 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の実施

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として選定し、新たな取組を行っている者が参画したセミナーの開催や SNS 等を通じて全国に発信することで、これまでの選定地区・選定者の取組の更なる発展や拡大とともに、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。

(2) 「SAVOR JAPAN」ブランドの魅力発信

農泊（農山漁村滞在型旅行）を推進する地域において、多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある風土、伝統文化等の魅力で訪日外国人を誘客する重点地域を農林水産大臣が「SAVOR JAPAN」に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力在海外に一体的に発信する。また、美味しい日本食に加え、地域の食文化を体験できる食体験コンテンツの商品化・提供に関するセミナーの開催及び OTA ウェブサイトへの掲載等を支援するとともに、日本政府観光局と連携した海外発信を行うことで訪日外国人旅行者の誘客を強化する。

(3) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第IV部第2章第1節4

(4) 戦略的輸出拡大サポート事業

訪日外国人が帰国後も日本食・食材を消費・購入できるように、訪日外国人に対する観光庁による各種調査結果等の情報を集約し、輸出に取り組む事業者等による海外でのプロモーション、商談会等に活用する。

(5) 世界農業遺産・日本農業遺産、世界かんがい施設遺産を活用した農山漁村地域の振興

世界農業遺産・日本農業遺産、世界かんがい施設遺産の観光地としての魅力を、国際会議の場やウェブサイト等を活用した情報発信により PR し、認知度向上を図るとともに、認定地域が取り組む農林水産物のブランド化、商品開発、旅行商品企画等に対して、食品マーケティング及び旅行商品の企画支援を実施し、地域横断的に農業遺産ならではの市場価値を高める手法を開発することで、認定を農林水産物のブランド化や観光振興等へ活用し、農山漁村地域の振興を図る。

(6) 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、捕獲から処理加工の情報管理システムの導入、ジビエ処理加工現場での OJT、ジビエの需要開拓、ジビエの安定供給体制構築、未利用地区におけるジビエ利用推進、ジビエを取り入れた食事メニュー開発等の支援を行う。また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成に官民が連携して取り組む。

(7) 「食文化あふれる国・日本」プロジェクト

特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対し、調査研究による文化的価値の明確化や文化的背景を分かりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を支援し、モデル事例を形成する。また、食文化を活用したインバウンド受入の促進に資する実証実験等の取組を実施する。

(8) 日本酒、焼酎・泡盛等の文化資源のユネスコ無形文化遺産への登録

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術を保護・継承するため、日本酒、焼酎・泡盛等の文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。そのために、酒造り技術等に関する全国調査や、ポスター、リーフレット等の作成、「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等とも連携した効果的な事業等登録に向けた機運を醸成するための活動を実施する。ユネスコ無形文化遺産登録により、次世代への技術伝承とともに、その技術に関する世界的な認知度を向上させる。

(9) 酒蔵ツーリズム推進

酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、国内における酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進し、訪日・在日外国人による酒蔵見学や地元料理と地酒とのペアリング体験等を通じた日本産酒類の認知度向上等を図る取組を支援する（「日本産酒類海外展開支援事業費補助金」）。

(10) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

【再掲】第IV部第2章第2節4（1）a）②

6 観光地・交通機関

(1) 新たな観光資源の開拓

歴史、文化だけにとどまらない、以下の新たな観光資源の開拓の取組を促進する。

a) 地域観光資源の多言語解説整備支援事業

国宝（建造物）が所在する 11 地域、国立公園 8 箇所を含む約 32 地域において、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な解説文を作成する。あわせて、全国約 10 地域でセミナーを開催することで、解説文作成に係る蓄積したノウハウを横展開していく。また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語解説文作成の支援を行う。

b) 「はまツーリズム推進プロジェクト」の推進

「はまツーリズム（Beach Tourism & Resort）推進プロジェクト」を通じて、海岸環境整備事業や公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む水辺空間における民間事業等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組について、具体的な合意形成手法やナレッジ集を関係者と共有することで支援し、海岸地域づくりによる良好な水辺空間の形成を引き続き推進する。

c) 官民連携した国内外・訪日旅行に関する旅行商品造成の取組

観光庁、文化庁、スポーツ庁、環境省、旅行業界及び観光資源を有する地域等が連携し、新型コロナウイルス感染症による旅行需要の変化を踏まえた旅行商品造成に向けた素材研究等を行うとともに、各分野の有識者を交えたセミナーの開催等による情報発信を行うことで、スポーツや日本遺産、国立公園等の資源を複合的に活用し、魅力的な旅行商品の造成を促進する。

d) 大阪城公園内における日本エンターテインメントの発信拠点での支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資により、2019 年（平成 31 年）2 月に大阪城公園内にオープンした劇場「COOL JAPAN PARK OSAKA」において多彩な日本のエンターテインメントを発信する事業に対して支援を行う。

e) 海事観光の推進

① マリンチック街道、マリンアクティビティ等の利用活性化に向けた取組

プレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートであるマリンチック街道の利活用を図るとともに、マリンレジャーの拠点である「海の駅」等において、特に若年層に向けたマリンアクティビティの体験機会を創出するなど、マリンレジャーの活性化を図るための取組を年間を通じて実施する。

② 「海事観光」における情報発信の強化

「海事観光」分野の認知を高め、船旅や島旅をはじめとする海事観光需要を創出するため、国や関連業界が連携して情報発信に取り組めるよう、海事広報活性化セミナーを開催し、関係者間の連携関係や情報発信力を強化する。

また、海や船の楽しさを伝える「C to Sea プロジェクト」の公式 SNS (YouTube・Twitter・Instagram) 及びポータルウェブサイト「海ココ」を活用し、海や船を利用した魅力的な観光コンテンツやイベントの情報を収集し、写真・動画・記事等で継続的に発信する。

③ 船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組の推進

訪日外国人旅行者を惹きつける大きなポテンシャルを有している海洋周辺地域において、観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の一体的な実施等、観光資源としての更なる魅力向上に資する取組を行う地方公共団体、民間事業者等に支援することにより、官民連携の下、船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出による、訪日外国人旅行者の観光需要取り込みに向けた取組を推進する。

④ インターネット等の経路検索におけるフェリー・旅客船の航路情報拡充

「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」の更なる普及促進を図るべく、フェリー・旅客船事業者に対し、「フォーマット」及び「簡易作成ツール」について周知を行い、活用を促すとともに、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver.2.0」（2021 年（令和 3 年）4 月改訂国土交通省総合政策局）に則り、事業者へのデータ整備支援を通じて、航路情報のオープンデータ化を推進

する。

⑤新たなクルーズ様式に沿った安心できるクルーズ船の運航等を通じた地方創生

クルーズ旅客と受入側の安全・安心を確保し、発着地や寄港地における観光の安全・安心の確保の推進により、クルーズ船の継続運航を確保させ、消費拡大に資する新たなクルーズ様式を取り入れたクルーズの商品造成に向けた実証実験事業に対して支援を行う。

f) 地域の医療・観光資源の活用

厚生労働省及び観光庁が連携し、地方誘客及び旅行消費額の拡大の促進に向け、地方公共団体、医療機関、民間事業者等の連携による安全・安心な地域づくり、日本の優れた医療サービスと地域の特色を生かした観光資源とを組み合わせた滞在プランの造成、滞在プランの販売に向けた海外連携・販路確保の検討等、地域の取組状況に合わせた支援を実施する。

g) 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

国際競争力の高いスノーリゾートを形成するため、スノーリゾート形成に関するマスタープランの作成や観光地域づくり法人（DMO）等を中心に地域の関係者が一体となって地域内外の投資を呼び込む環境づくりに取り組む地域に対して、財政支援等を行う。

h) プロモーション等における民間事業者との連携強化

民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者にとって魅力ある観光地域づくりを一層推進するための方策等を検討する。

i) アドベンチャーツーリズムの推進

新たなインバウンド層に訴求力の高い体験型観光として、豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムを推進するために、広域地域における取組体制の構築、コーディネーター・ガイド人材の育成・確保、消費額増加や満足度向上につながる観光コンテンツの発掘・磨き上げ、戦略・ガイドラインの策定等を一体的に実施することで、安全・安心な目的地として世界の旅行者に来訪・滞在を促し、地方部を含めた全国各地における消費機会の拡大を図る。

j) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

消費機会の拡大や消費単価の向上を目指し、これまでの態様に捉われない新たな観光コンテンツ・価値を生み出すのに必要なデジタル技術を開発するとともに、オンライン観光の普及を通じたリアルな観光への期待や観光体験、地場産品をはじめとしたお土産等の消費意欲の増進に対応することにより、観光サービスの変革及び新たな観光需要の創出を実現し、もって近い将来訪れる Society5.0 時代に向けて DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

k) 地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業

地域に残る縦割りを打破し、観光地の整備を進める体制を強化やマイクロツーリズムを促進するため、観光事業者や観光地域づくり法人（DMO）と、交通事業、漁業、農業、地場産業等の多様な関係者が連携し、地域に眠る観光資源を磨き上げる取組を支援することで、観光需要の回復・地域経済の活性化につなげる。

l) 訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりの推進

訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりを推進するため、重点支援 DMO（全 32 法人）・広域連携 DMO（全 10 法人）を中心に、インバウンド誘客に関するサービスを提供している事業者（観光ベンチャー）等とのマッチングを支援する。

(2) 観光関連ファンド等の活用

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）や株式会社日本政策投資銀行（DBJ）等が組成した観光関連ファンド等により、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図る。

(3) 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の活用

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）は、観光遺産（文化遺産、自然遺産）を活用し、観光による地域活性化モデルを創出するため、「観光遺産産業化ファンド」を通じて、引き続き観光まちづくり事案への支援等の取組を推進するとともに、各地において観光活性化に向けた取組が自律的に行われるよう地域金融機関等へのノウハウの移転を図る。

また、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくり等に関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を推進する。

(4) 国際的な芸術祭等の実施

日本全国で開催されている芸術祭等について、新型コロナウイルス感染症の状況下においても、国際的な認知度の向上に資する取組を充実・発展させることで、コロナ収束後のインバウンドの回復につながる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点形成を支援するとともに、地域の文化芸術資源を活用した計画的な取組を支援する。また、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作公演等に対し支援するとともに、海外の芸術団体が参加し、我が国で開催される国際的な舞台芸術イベント等に支援することにより、日本文化の魅力を国内外に発信する。

(5) 地方版図柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信

全国 58 地域で交付している地方版図柄入りナンバープレートについて、イベント等の機会を捉えて普及を促進する。さらに、同ナンバープレートの寄付金を活用した、対象地域の交通サービスの改善、観光振興等を推進する。

また、2022 年度（令和 4 年度）の地方版図柄入りナンバープレートの追加募集を目指し、「新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会」において検討を進める。

(6) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

【再掲】第IV部第2章第1節2（1）h）

(7) サイクルツーリズムの推進

官民が連携した走行環境の整備や、サイクリートレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、自転車活用推進本部や日本政府観光局のウェブサイトの活用等により国内外への PR 等を行い、サイクルツーリズムを推進する。

(8) 通訳案内士・ランドオペレーター等の質の向上等の推進

a) 通訳ガイド制度の充実・強化

大学生等、通訳ガイドの認知度が低い層等に対する SNS 等を用いた情報発信や、通訳ガイドの各層（全国通訳案内士・地域通訳案内士・外国語ガイド）を目指す者を対象にしたワークショップを開催し、認知度向上と資格取得・スキルアップを促進し、訪日外国人旅行者の満足度向上や旅行消費額の拡大を図る。また、全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録情報を一元的に管理するデータベースを確実に管理・運用するとともに、全国通訳案内士及び地域通訳案内士、旅行会社等に対して当該データベースの活用と、データベースを用いた発信を促すことにより、通訳案内士の就業機会の確保・情報発信に取り組む。

b) ランドオペレーター業務の適性化を図る制度の推進

2018 年（平成 30 年）1 月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）」に基づき、旅行サービス手配業の登録制度の周知を引き続き実施するとともに、旅行サービス手配業者に対する立入検査等を通じた指導・監督の強化等、制度の適切な運用のための措置を講ずる。

c) 地域限定旅行業務取扱管理者

2018 年（平成 30 年）1 月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）」に基づき、引き続き地域限定旅行業務取扱管理者制度の周知や地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施を通じ、地域限定旅行業務取扱管理者の増加を図る。

(9) サイクルトレイン・観光列車等の普及促進

a) 自転車旅行者に使いやすい鉄道サービスの提供

移動そのものを楽しむ観光列車の魅力を海外に情報発信し、訪日外国人旅行者の来訪促進をすとも、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレインの導入を促進する。

b) 移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

移動そのものを楽しむオーブントップバス等の導入を促進する。

c) 訪日外国人旅行者の受入環境改善に向けた新たなサービス等の検討

受入環境整備の主要項目である多言語対応、公共交通の利用、無料公衆無線 LAN 環境及びキャッシュレス対応に関して、訪日外国人旅行者がストレスを感じやすい日本到着前後の空港・アクセス交通等において、受入環境改善につながる新たな製品・サービスの開発・提供や、既に実装されている製品・サービスの効果的な組み合わせ等について実証し、今後の我が国の受入環境整備の方向性を明らかにする。

(10) 外国人患者の受入環境整備

a) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

外国人患者が円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含め、多言語対応が可能な外国人患者を受け入れる医療機関を質・量共に更に充実したリストとして整備する。

また、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心に、医療通訳等の配置支援等を実施するとともに、外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成や拠点機能の強化に必要な取組等の周知・教育等を行うなど、機能強化に資する取組を通じて、外国人患者受入環境の整備を進める。

さらに、各地域で外国人患者の受入環境を整備するため、地方公共団体における協議の場や医療機関からの相談にワンストップで対応する窓口の整備等を支援するとともに、医療機関に対する「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の内容の充実や多言語対応への支援等を行う。また、訪日外国人旅行者等向けの医療に関する情報をまとめたウェブサイトにも好事例インタビューの掲載等内容充実を図り、受入環境の整備に有用な取組の周知を進める。

b) 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、スムーズに「外国人患者を受け入れる医療機関」にアクセスできるよう、日本政府観光局ウェブサイト・アプリ・SNS、チラシ等を活用し、出入国在留管理庁等関係省庁等と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報提供を強化する。さらに、観光案内所、宿泊施設及び旅行会社等に対して、「外国人患者を受け入れる医療機関」に関する情報を周知する。

c) 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療を受けられるように、厚生労働省、出入国在留管理庁及び外務省等関連省庁と連携し、訪日前等の様々な機会を捉え、海外旅行保険や日本入国後でも加入可能なインバウンド旅行保険の PR を強化する。

(11) クルーズ船受入の更なる拡充

新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、クルーズ船の運航が休止されたことにより、2020 年（令和 2 年）の訪日クルーズ旅客数は 12.6 万人、我が国港湾への総寄港回数は 353 回となった（速報値）。クルーズを安心して楽しめる環境を整備するとともに、その他取組を推進する。

a) クルーズを安心して楽しめる環境の整備

クルーズの再興に向けて、港湾におけるクルーズ旅客の利便性及び安全性及び物流機能の効率化を図るため、地方公共団体等が行う屋根付き通路の設置や旅客上屋の改修等を促進するとともに、旅客ターミナルにおける感染防止対策等について優先的な支援を行う。また、旅客ターミナル等における多言語化対応やトイレの洋式化、Wi-Fi 環境の充実を図る。

b) 世界に誇る国際クルーズ拠点の形成

クルーズの再興に向けて、「国際旅客船拠点形成港湾」として指定している港湾において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向けた港湾施設の整備を推進する。また、クルーズ船の発着港等において、衛生主管部局も参画する水際・防災対策連絡会議を開催し、情報共有体制の構築を進めるなど、クルーズ船を安全・安心に受け入れられる体制の構築を図る。

c) 国内クルーズ周遊ルートの開拓

訪日外国人旅行者を惹きつける大きなポテンシャルを有している海洋周辺地域において、観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の一体的な実施等、観光資源としての更なる魅力向上に資する取組を行う地方公共団体、民間事業者等に支援することにより、官民連携の下、船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出による、訪日外国人旅行者の観光需要取り込みに向けた取組を推進する。

また、クルーズの再興に向けて、ラグジュアリークルーズを運航するクルーズ船社や寄港地となる地域の関係者等と連携して、乗客のニーズを踏まえた地元食材や伝統文化等地域特有のストーリーを付加した寄港地ならではの特別な体験を盛り込んだツアー造成やその船内等におけるプロモーション等を促進する。

d) クルーズを安心して楽しめる環境整備

国内クルーズを対象とした船舶及び港湾ガイドライン等を踏まえたクルーズ船や旅客ターミナル等における感染拡大防止策を徹底するとともに、都道府県等の衛生主管部局を含む地域の協議会等における合意を得た上でのクルーズ船受入、水際・防災対策連絡会議を通じた情報共有体制構築、クルーズ船受入訓練の実施、クルーズの安全運航の支援によるクルーズに対する信頼の回復、国内外の観光客を惹きつける寄港地観光コンテンツの充実等、クルーズを安心して楽しめる環境整備を推進する。

e) 新たなクルーズビジネスの確立

クルーズの再興に向けて、クルーズ旅客と受入側の相互理解促進や船内等で行う寄港地観光の消費喚起、クルーズ船の安全な寄港再開に向けた取組等を支援する。また、港湾協力団体の活用及び「みなとオアシス」の登録を促進し、クルーズ旅客の受入環境の向上を図る。

f) クルーズに関するプロモーションの実施

「全国クルーズ活性化会議」と協力し、安全・安心かつ上質な寄港地観光プログラムを造成するため、クルーズ船社とネットワークの構築に努め、各港湾のクルーズ船誘致の機会を創出し、寄港地の魅力ある観光コンテンツを関係者と一体となり、プロモーション等を実施する。

また、クルーズの再興に向けて、クルーズ旅客と受入側の相互理解を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況等を踏まえ「全国クルーズ活性化会議」と連携し、感染拡大防止に寄与する上質かつ多様なツアーメニューの造成等を促進するためのクルーズ船社と港湾管理者等との商談会等の開催を検討する（実施環境が整えば実施）。

g) スーパーヨットの受入拡大

インバウンドによる地方創生の観点から、寄港する地域等への経済効果が期待される海外富裕層が所有するスーパーヨットの受入拡大に向け、「スーパーヨットの受入拡大に関する関係省庁連絡調整会議」を通じた取組を推進する。

h) 安心して訪日観光ができる海洋周辺地域の観光魅力向上事業

訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域において、観光コンテンツの磨き上げの実施及び関連する訪日観光客の受入環境整備や、多言語避難誘導等の災害時の訪日観光客の安全確保のための取組を支援する。

(12) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 沖縄観光の強化

沖縄の観光を更に磨き上げるためのアクションプランである「沖縄観光ステップアップ戦略 2017」に基づき、新型コロナウイルス感染症の収束を見通して、引き続きクルーズ船受入のための係留施設等の整備を推進するとともに、新たな体験型観光の開発や回遊性向上を図るため高速船運航の充実・強化

に向けた環境整備に取り組む。また、沖縄の美しい自然及び文化を生かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図る。

b) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

【再掲】第IV部第2章第1節1(5)e)

c) 特定有人国境離島地域における滞在型観光の促進

特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる着地型観光サービスの質の向上及びその提供を担う人材の確保育成等を図る取組への支援を強化する。

(13) 日本映画の海外発信

日本の魅力あるロケ地情報の多言語化や日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外における日本映画の特集上映の実施等を通じ、多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。

(14) スポーツツーリズムの推進

スポーツによる交流人口の拡大や地域・経済の活性化を図るため、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業）等が一体となり、まちづくり・地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」の新規設立及び設立後の「スポーツ合宿・キャンプの誘致」や「スポーツアクティビティの創出」等のモデル的な活動を支援する。

また、日本のスポーツツーリズムを総合的に発信するほか、既存のスノーやダイビングに加えゴルフ等日本で体験できる各種スポーツや体験スポットとともに周辺の観光情報を日本政府観光局のウェブサイトに掲載し、出展事業とも連携させて、海外に向けて情報発信を行う。

(15) スポーツによる地域の価値向上プロジェクト

スポーツと地域資源を融合させたスポーツツーリズム等を通じて交流人口の拡大及び地域・経済の活性化を図るため、地域単位ではポストコロナを見据えた高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル的な取組等を実施し、全国単位では武道ツーリズムに関するネットワークの構築・強化、社会課題解決のための新たな戦略の検討、国内外に向けたプロモーション等を実施する。

第3節 日本政府観光局と地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化

(1) 観光地域づくり法人（DMO）を核とする観光地域づくりの推進

a) ガイドラインに基づく観光地域づくり法人（DMO）の育成・支援

2020年（令和2年）4月に策定した「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、厳格化した登録要件に従って、登録制度や新設した更新制度を運用し、観光地域づくり法人（DMO）全般の底上げを図るとともに、インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む意欲やポテンシャルの高い観光地域づくり法人（DMO）に対して重点的に支援することで世界に誇る観光地の形成を促進する。

b) 情報支援・ビッグデータの活用促進

観光地域づくり法人（DMO）への情報共有のための「DMO ネット」により、組織体制の自立・強化に資する各種研修・セミナー・シンポジウムの情報等を引き続き観光地域づくり法人（DMO）に提供する。また、2020年度（令和2年度）に構築したデータ収集プラットフォーム及びCRMアプリを、より容易に多くの施設でデータ収集が可能、より効果的なダイレクトマーケティングが可能等、利便性・汎用性が高まるよう再構築する。それを用い、宿泊施設、観光施設等における観光客のデータを継続的に収集・分析し、データに基づき戦略を策定し、地域の観光関連事業者へ提供するモデル事業を実施するとともに、取組の横展開を図る。さらに、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」による支援を通じ、観光地域づくり法人（DMO）等の地域観光関係者による観光客の宿泊・属性データ、GPSの

位置情報や SNS 等のビックデータの収集・分析等の取組を引き続き促進する。

c) 人的支援

観光地域づくり法人 (DMO) における人材の能力向上及び育成を図るため、全国的な研修・シンポジウム等を実施するとともに受講を支援する。また、DMO ネット等を活用し、各種研修・セミナー・シンポジウム等の情報提供を実施する。

さらに、観光地域づくり法人 (DMO) と専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材の登用に要する費用を支援する。

d) 関係府省庁の連携による総合的な支援

関係府省庁が連携して、観光資源の磨き上げや受入環境の整備等の着地整備を最優先に取り組むことができるよう、KPI の適切な設定や PDCA サイクルの確立といった自律的な運営等を目指す取組について、観光地域づくり法人 (DMO) に対する総合的な支援を実施する。

e) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資により、瀬戸内 7 県の「広域連携 DMO」が実施するインバウンド需要を取り込む事業に対し支援を行う。

地域企業の成長等を促進する措置を盛り込んだ、「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 58 号)」(2020 年 (令和 2 年) 10 月 1 日施行) により改正された、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、観光資源等の地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業に対し、地域未来投資促進税制等により設備投資等を支援する。

f) 観光地域づくり法人 (DMO) 間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、エリアごとに各層の観光地域づくり法人 (DMO) を対象とした意見交換会等を実施し、役割分担と連携を促進する。また、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により観光地域づくり法人 (DMO) が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

(2) 地域 (地方公共団体・観光地域づくり法人 (DMO)) と日本政府観光局の適切な役割分担

a) 地域 (地方公共団体・観光地域づくり法人 (DMO)) と日本政府観光局の役割

地域 (地方公共団体・観光地域づくり法人 (DMO)) は、観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備を最優先に実施する。着地整備を行った地域 (地方公共団体・観光地域づくり法人 (DMO)) が作成した、デジタルコンテンツ (写真・動画等) に関しては、日本政府観光局のオウンドメディアにて発信していくことで、地域に還元される分析データの精度が更に向上する好循環の創出を目指す。

また、関係省庁の連携強化により、観光地域づくり法人 (DMO) の組織 (意思決定の仕組み) に地域の多様な関係者 (文化財、国立公園、農泊、アクティビティ、農林水産業、商工業の関係者等) の主体的な参画を促す。

b) 地域の観光戦略推進の核となる観光地域づくり法人 (DMO) の改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを推進するため、人材マッチングや JET プログラムの活用周知を含めた観光地域づくり法人 (DMO) の体制強化に関する支援や、地方運輸局と観光地域づくり法人が連携し「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」等に対応した高付加価値な滞在コンテンツ造成等、観光地域づくり法人に対する総合的な支援を実施する。

c) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制強化

日本政府観光局の「地域プロモーション連携室」が、地域が行う訪日プロモーション事業を支援するために、各地域のインバウンド関係者を対象とした、最新のインバウンド状況等をテーマとしたオンラインセミナーを開催するとともに、インバウンド関係者向け「地域インバウンド促進サイト」を通じ、国内のインバウンド取組等を紹介・共有する。加えて、地域に対してきめ細やかなコンサルティングを

実施する。

d) 訪日グローバルキャンペーン等に対応したコンテンツ造成

訪日外国人旅行者の更なる消費拡大を図るため、観光庁・日本政府観光局による情報発信「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」等に対応した高付加価値な滞在コンテンツを、地方運輸局と観光地域づくり法人（DMO）が連携し、全国各地域に創出する。

(3) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）への支援と地域間の連携強化

a) 観光産業事業者に対する政府系金融機関による資金供給等の支援

新たに観光産業を行う者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による「登録 DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施する。また、登録 DMO と連携し、民間事業化支援を促進していく。

b) 観光地域づくり法人の財務体制強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、観光地域づくり法人（DMO）の持続的な運営のため、運営収支や安定的な運営資金の確保に関する財務責任者（CFO）の設置を促進するとともに、自主財源の確保等について、事例の横展開を実施する。

c) 全国的な研修の実施等による地域間の連携強化

全国的な研修・シンポジウム等の実施や受講の支援、先進事例集の作成及びその周知等により、観光地域づくり法人（DMO）間の横の連携を強めるとともに、観光地域づくり法人が抱える課題の共有・事例の横展開を実施する。

(4) 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信等の取組に対して総合的な支援を行う。

a) 広域周遊観光促進のための専門家派遣

訪日外国人旅行者等の広域周遊観光促進に取り組む地域に対して、各地域の魅力や課題の発掘、課題の解決に向けた計画の策定、地域関係者のスキル向上について、適切な助言を行える専門家をより多くの地域へ派遣し、訪日外国人旅行者等の地方誘客に向けた地域の取組を促進させる。

b) テーマ別観光による地方誘客事業

これまで産業訪問、フードツーリズム、ONSEN・ガストロノミーツーリズム、酒蔵ツーリズム等の17テーマを選定し、各テーマにおいて、ネットワーク構築やマーケティング調査、受入環境整備、ネットワーク間でのノウハウ共有、情報発信強化等の地方誘客に向けた取組が実施されるよう、有識者ヒアリングや意見交換会、現地調査等を実施することで各テーマの取組におけるコーチング執行管理等を行ってきた。今後はこれまで蓄積してきたモデルケースの事例成果・ノウハウの横展開のためにウェブサイトでの公表を行っていく。

c) 広域周遊に関する情報のビジネス関係者への発信

日本貿易振興機構（JETRO）は、日本各地域の輸出産品を対象とした産地の魅力を発信するオンライン型事業を実施するため、海外バイヤーとのオンライン商談会、海外インフルエンサー発信等を実施する。また、各国バイヤー・消費者向けに、地域産品の生産現場等を紹介する映像の制作、海外での販売促進イベント、SNS等を活用した発信等を行い、輸出産品と産品の魅力を世界へ発信する。

d) 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の活用

様々な観光関連機関が集う「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の場を活用し、観光ビジョン実現プログラム掲載施策の取組の具体化を促進するとともに、地域における観光のワンストップ窓口として、各地域の課題に対する情報共有や施策の調整を行うことで、省庁横断的な取組を進め迅速な課題

解決を図る。また、各ブロックにおける取組及び成果をウェブサイト等で公表し、ブロック間で横展開することで、全国的な取組水準の底上げを図る。

e) ガーデンツーリズムの推進

ガーデンツーリズム登録制度を通じて、各地の庭園間の連携構築や地域の風土や歴史を反映したテーマに基づく取組を支援し、「ガーデン」を核とした観光ルートの形成を図るほか、アフターコロナにおける新たなニーズへの対応等を検討し、地域の活性化につなげる。また、2021年度（令和3年度）上半期までに第4回ガーデンツーリズム登録を行うとともに、下半期に登録団体等を対象とした全国イベントを開催するほか、実施登録計画に基づく事業展開の支援・幅広いニーズに応じた国内外へのPRを実施する。

(5) JAPAN ブランド育成支援等事業

中小企業者等が海外展開や販路開拓の獲得を目的に民間事業者と連携して行う、新商品・サービスの開発やブランディング、プロモーション等を支援する。

(6) 優れた地域産品等の活用による地方への誘客

日本貿易振興機構（JETRO）は農商工連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、引き続き、日本政府観光局のメディア・旅行会社招へい事業と連携し、地域産品及び観光資源をアピールする。

また、海外では、まだ地域産品の認知度が低い状況を踏まえて、地域産品の魅力が一層伝わるよう、バーチャルを含めた製造現場の視察や産品に触れる機会を設ける。

(7) 旅行業務取扱管理者確保事業による旅行商品の企画・提供の解禁

国家戦略特区内において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する旅行業務取扱管理者確保事業を活用し、農家民宿等の宿泊事業者による「着地型旅行商品」の企画・販売の取組を推進する。

(8) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地方公共団体（日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等）に対し、各省庁を通して得た情報を収集し、歴史的資源を活用する際の課題や障害を把握し、解決策の検討・情報提供を行うことで、地方公共団体における歴史的資源の活用の更なる活発化を図る。

また、重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進チームのウェブサイトや歴史的資源を活用する際の課題等を把握し、解決策の検討や情報提供を行ったり、歴史的資源を活用した観光まちづくり成功事例集を掲載したりすることで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図る。

(9) 支援プロジェクトを特定したふるさと納税

【再掲】第IV部第2章第2節4（1）d）②

(10) 訪日プロモーションの戦略的高度化

a) 「東京2020大会」後も見据えた訪日プロモーションの取組

①観光ブランドイメージの確立に向けたグローバルキャンペーンの展開

日本政府観光局において実施している、欧米豪を中心存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットとしたグローバルキャンペーンについて、ウィズコロナにおける観光スタイルの変化を踏まえた動画等へリニューアルするとともに、特に欧米豪重点市場に対して集中的に情報発信を行い、より効果の高いキャンペーンを展開する。

②現地PR会社等を活用した効果的なプロモーション事業の実施

欧米豪市場等において、現地PR会社の専門的な知見を活用し、現地メディアとのネットワークを強化・拡充するとともに、現地メディアが求めるトレンドを把握し、メディア露出量の増加や効果的な情報発信を推進する。また、欧米豪市場の外国人有識者等で構成されるアドバイザーボードも引

き続き活用し、各市場における現地目線のプロモーション事業を展開する。

さらに、欧米豪地域等で影響力のあるメディア等とのネットワークを活用し、日本の多様な魅力（歴史、伝統文化、自然、アウトドアアクティビティ等）を各種媒体を活用して発信する。加えて、有力雑誌等のメディアや旅行会社、海外の著名人を日本各地に招請し、日本を体験してもらい、その映像を強力に発信する。

③東北をPRするデスティネーション・キャンペーンの実施

地方誘客をより一層促進するため、東北6県の要望等を踏まえつつ、2020年度（令和2年度）に引き続き東北をデスティネーションとする集中的なプロモーションを展開する。

④「東京2020大会」を契機とした訪日プロモーションの実施

「東京2020大会」が開催される機会を活用し、前広かつ能動的に海外メディアに向けて観光情報の提供を行うほか、大会関心層に向けて日本の多様な魅力を積極的に発信することで、日本各地の観光魅力の認知度向上を図る。

また、海外メディアや旅行会社向け情報発信プラットフォーム「Japan Online Media Center」について、掲載コンテンツの拡充を進め、広く活用されるようSNSとの連携を通じて海外メディア及び旅行会社への認知度向上を図る。

⑤メディア芸術の創造・発信の強化

【再掲】第IV部第2章第2節1（11）

⑥「beyond2020プログラム」の推進

2020年（令和2年）以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。同プログラムを通じて、我が国の文化振興に取り組むとともに、全ての人の文化プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応の強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込んでいく。「東京2020大会」に向けて、更なる全国的な機運の醸成を図るため普及に取り組む。

⑦スポーツを含む着地・体験型プログラム情報の発信

日本のスポーツツーリズムを総合的に発信するほか、既存のスキーやダイビングに加えゴルフ等、日本で体験できる各種スポーツや体験スポットとともに周辺の観光情報を日本政府観光局のウェブサイトに掲載し、出展事業とも連携させて、海外に向けて情報発信を行う。

⑧ビジット・イースト・アジア・キャンペーン

東京や北京でのオリンピック・パラリンピック競技大会開催で東アジアへの注目度が一層高まる機会を捉え、「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションを継続的に実施する。また、日本で開催予定の日中韓観光大臣会合の場を活用し、観光再開後の東アジアへの旅行を促す取組について協議を行う。

⑨アジアにおける大規模キャンペーンの推進

アジア市場のリピーター層を対象とした、オンライン広告による的確な情報発信や、地方の体験型コンテンツ商品化等を通じた発信コンテンツの拡充等を通じ、体験型コンテンツの認知・関心向上から購入までの一気通貫したプロモーションを実施し、訪日旅行者数回復及び消費額増加を図る。

b) 大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客誘致の支援

「東京2020大会」やワールドマスターズゲームズ2021関西等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催に向けて準備を進めるとともに、大会成功に向けた機運醸成を図る。

c) 4者連携による情報発信

経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構（JETRO）及び日本政府観光局は、政府関係機関や業界団体、

現地日系企業等と協力し、音楽、マンガ、ファッション、日本食、地域資源等のクールジャパン及びビジット・ジャパンの一体的なプロモーションを実施するほか、相互に情報交換等の連携を行う。

d) 地域の観光資源を活用したプロモーションの実施

地方部への訪日外国人旅行者の誘客の加速を目的とし、地域の観光資源について熟知している地方運輸局等が、地方公共団体や地域の公共交通事業者等の民間等と広域かつ機動的に連携し、政府として活用を推進していく。また、国立公園や文化財等の地域の魅力ある観光資源について、日本政府観光局のノウハウ等を活用し、戦略的なプロモーションを行う。

e) インバウンドの段階的復活に向けた小規模分散型パッケージツアーの試行的実施

新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いている国・地域から、主催者がビジネストラックに準じた防疫措置を徹底した形での管理された小規模分散型パッケージツアーを試行的に実施し、地域の受入環境の醸成や、「安全で安心な新しい旅のスタイル」の普及を図る。

f) スノープロモーション事業

スキー人口が急増中の中国及びスキー目的での訪日が多いオーストラリアにおける博覧会出展等を通じた冬期の誘客促進や、日本のパウダースノーへの興味・関心の高い欧米豪市場を対象としたオンライン広告等を通じて、戦略的なスノープロモーションを実施する。

g) 日本政府観光局における市場調査

日本政府観光局において、訪日重点全市場を対象とした基礎調査の実施を通じて、データに基づく精緻な海外旅行に係る市場分析、競合国分析等を行い、重点的にプロモーションを行うターゲット層を特定・深掘りし、政府の2030年（令和12年）訪日外国人旅行者数目標達成に向け、中長期の訪日マーケティング戦略を策定する。

h) 日本政府観光局におけるプロモーション実施体制の強化

日本政府観光局において、マーケティングやICTの専門人材の登用や職員の能力開発、さらには海外事務所の人員増強等を行い、プロモーションの実施体制を強化する。

i) E-learningの実施

日本政府観光局において、海外の旅行代理店の販売員の人材育成を進めるため、訪日旅行に関する知識を習得するためのE-learningウェブサイトを経営するとともに、コンテンツの拡充や新規コースの導入を行う。

j) 訪日外国人旅行者の意見分析による満足度向上

ウェブサイト上で中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の「訪日観光意見箱」を運用して、特にリピーターの多い東アジア地域（韓国、中国、台湾及び香港）からの旅行者の訪日観光に関する意見や苦情に対応し、内容を収集・分析することで、更なる満足度向上を図る。

k) 新たな市場からの誘客促進に向けた先行試行的プロモーション事業等の実施

既存重点22市場において、新型コロナウイルス感染症の影響により旅行需要の変化を見据えたプロモーションを実施するほか、訪日インバウンドの成長が見込まれる準重点市場（スイス、オランダ、北欧地域、ニュージーランド及びブラジル）において先行試行的プロモーション事業等を実施する。あわせて、拠点となる日本政府観光局現地事務所の設置準備を中東や中南米に加え、北欧地域等の市場において進める。

l) ICT・ビッグデータ等の分析・活用による個人の関心にあわせた情報の発信（デジタルマーケティングの強化）

訪日しようとする外国人旅行者が求める我が国の情報を容易に入手できるようにすることを目的に、デジタルマーケティングを強化し、データ分析の高度化や分析データのプロモーションへの一層の活用等を行うことで、相手方の属性や関心を踏まえた的確な情報発信や効果的なプロモーションを実施する。

m) SNS 等を活用したプロモーションの高度化

重点市場においてインフルエンサーを招請し、日本の魅力や訪日観光情報を戦略的に発信し、訪日需要を喚起する。

また、在外公館等において、運用している SNS アカウントを活用して、外務本省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報（観光・文化・歴史・トレンド等）のコンテンツを再発信するとともに、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信し、日本への関心・理解の拡大及び訪日需要の喚起を目指す。外務省においては、在外公館がコンテンツを作成する際に使用可能な画像素材等を共有する。

(11) インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

a) インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化（富裕層）

富裕層の旅行需要における特性等を踏まえ、訪日プロモーション事業において富裕層に向けた取組を新型コロナウイルスの感染状況等を見据えつつ、実施する。

富裕層をターゲットにした旅行業界団体、国際的な旅行商談会主催者等との連携を一層拡大し、訪日ツアーの造成数の増加につなげる。さらに、海外の有力メディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社等を日本各地に招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、国内外の関係者が商談・意見交換等できる機会の拡大、国内関係者向けのセミナー等の開催を通じた受入環境の整備を促進する。

加えて、デジタルマーケティング手法を活用したオンライン広告やテーマ別の情報発信等を強化することで更なる誘客を促進する。

また、欧米豪市場だけでなく、アジア市場や中東市場等も含め、幅広く富裕層の誘客拡大に取り組む。

b) 戦略的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」事業

サンパウロ、ロンドン及びロサンゼルスの世界3都市に設置されたジャパン・ハウス各拠点において、日本の多様な魅力や取組をこれまで日本に関心のなかった人々を含む幅広い層に対して発信し、インバウンドの観光需要を促進する。そのために、地方公共団体や地元企業、アーティスト等とも連携して企画・実施していく。

c) 在外公館等における海外への地域の魅力発信

①地方の魅力発信セミナー・地方視察ツアー

外務省が複数の地方公共団体との共催で、駐日外交団等に対して、地方における海外展開の施策や、地場産品や観光資源等を紹介するセミナーを都内ホテル等において、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、2021年度（令和3年度）内に1回開催する。また、外務省と地方公共団体との共催で、駐日外交団が地方を訪問し、地方の食文化、伝統工芸等の文化を体験したり、地方が誇る観光資源や産業等施設を視察するツアーを同年度内に、セミナー同様に新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえた上で、約4回実施する。

②地域の魅力海外発信支援事業

被災地を含む複数の地方公共団体等と連携し、海外の主要都市において、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的な PR 事業を、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、2021年度（令和3年度）内に1回実施する。大使館 SNS をはじめ、現地メディア等を活用して情報発信を行い、日本産品の輸出や訪日観光の促進につなげる。

③地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業

外務省の飯倉公館において、外務大臣が地方公共団体首長等と共催で駐日外交団等を対象に地方の特産品、地場産業、伝統芸能、伝統工芸、観光地、文化遺産等の魅力や「東京 2020 大会」ホストタウン交流の取組等を PR するレセプションを、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、2021年度（令和3年度）内に約2回開催する。

④文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館及び独立行政法人国際交流基金（JF）が、世界各国において伝統文化からポップカルチャ

一、地方の魅力や和食等、幅広い分野に関する公演や展示等の文化事業を行うことにより、日本の多様な魅力を海外に積極的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症の収束を見極めつつ、各国で本格化する観光客誘致に向けた競争において有利な環境を創出することも見据えオンラインも活用しつつインバウンドの訪日需要を喚起する。

また、日本政府観光局と独立行政法人国際交流基金（JF）の本部及び海外事務所が連携し、日本政府観光局の訪日プロモーション事業と JF の文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流事業の機会を活用した連携事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響により旅行需要の変化を見据えた訪日旅行及び国際文化交流の取組を実施する。新型コロナウイルス感染症の収束を見極めつつ、JF のコンテンツ等を日本政府観光局の事業で活用することにより訪日旅行の回復時の交流を促進する。

さらに、文化、伝統、科学、技術等様々な分野で「日本ブランド」を体現する専門家を海外に派遣し、現地で講演、実演、ワークショップ等を実施することで、地方の観光資源を含む日本の多様な魅力を発信し、親日層の拡大と訪日客誘致につなげる。

d) 放送コンテンツの活用による日本の魅力発信

①放送コンテンツ海外展開支援事業（国際交流基金事業）

外務省、観光庁等の関係省庁等が連携して、商業ベースでは日本のテレビ番組が放送困難な国・地域を対象に、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等の放送コンテンツを無償提供する際に、日本の各地域の魅力を伝える新規の動画コンテンツ等も活用し、また新型コロナウイルス感染症による影響・変化を踏まえ、オンラインも含めて発信することで、今後の訪日意欲の喚起を図る。

②株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）による放送事業の海外展開支援を通じた対外発信の強化

海外における日本のコンテンツの継続的な発信に向け、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用し、我が国の事業者が海外で行う放送事業に対してハンズオン支援等を行う。

③テレビ国際放送の実施

「放送法（昭和 25 年法律第 132 号）」の規定に基づき、NHK にテレビ国際放送の実施を要請することにより、日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。

e) コンテンツ等の海外展開の促進を通じたプロモーション

総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省等の関係省庁等が連携するとともに、地方公共団体や国内外の事業者等の関係者と幅広く協力し、新型コロナウイルス感染症による影響・変化を踏まえ、オンライン等も活用して、放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組等への支援等を行い、日本の各地域の魅力を効果的に発信し、日本の農産品・地場産品、文化等に対する関心・需要を維持・喚起する。

f) 日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化

日本観光振興協会の国内観光情報ウェブサイト「全国観るなび」について、手動翻訳によるイベント情報及び季節観光情報の英語による正確な情報提供を図りつつ、将来的に AI 翻訳の導入により多言語（英語、中国語及び韓国語）で正確な情報提供ができるよう、検討を進める。

g) 海外における日本語事業（国際交流基金事業）

独立行政法人国際交流基金（JF）による日本語専門家派遣事業、日本語教材の制作及び情報収集ネットワークづくり、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続するとともに、オンラインも活用し、一層、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等を図る。

h) 海外日本庭園再生プロジェクト

修復が求められている海外日本庭園について、在外公館や地方公共団体と連携し、海外日本庭園再生プロジェクトにより日本側の造園技術者を派遣して修復支援を実施する。2021 年度（令和 3 年度）にお

いても引き続き、海外日本庭園の修復に向けて取り組む。

i) 風評被害を最小限に抑えるプロモーションの実施

災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き日本政府観光局のウェブサイトや SNS を活用して公共交通機関、観光地等に関する正確な情報を訪日外国人旅行者の出身国に応じて多言語できめ細かく発信するとともに、被災地域の地方公共団体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、訪日プロモーションを集中的に実施する。

j) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている国際観光交流の回復に向けて、UNWTO（国連世界観光機関）と連携した国際シンポジウムの開催等を通じて国内観光地の安全性を発信する。

k) 2国間関係の強化による双方向交流の拡大

観光当局間の協議等を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大収束後の諸外国との観光交流回復・拡大を図る。

l) 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

アイヌ文化復興・創造等の拠点である「民族共生象徴空間（ウポポイ）」について、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感してもらえるよう、ウポポイにおける北海道各地のアイヌ文化を生かしたイベントの実施、屋外の空間を活用した体験プログラムの実施等、コンテンツの充実に取り組む。また、年間来場者数 100 万人の目標に向け、多くの人々にウポポイを訪れてもらえるよう、ウェブサイト上での PR 動画の充実、テレビ等による広告、SNS 等を活用したオンライン広告を実施するなどプロモーション活動を強化する。

m) 海外メディア招へいや在京海外メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信

2021 年度（令和 3 年度）を通じて、日本文化や首都圏及び地方が取り組んでいる観光促進関連事業等に関心を持ってもらい、海外からの誘客にも資するよう、新型コロナウイルス感染症の影響により実際の招へい実施が困難な期間にはオンライン形態も取り込む。また、海外から招へいした外国メディア関係者による首都圏及び地方取材や、年間 5 件の在京外国メディア関係者向けプレスツアー等の実施を通じ、外国メディアによる海外への日本の魅力発信を支援する。さらに、海外で必ずしも知名度の高くない地方各地の魅力やメディアの関心に合致する地方創生の取組も積極的に紹介し、海外への地方の魅力発信を強化する。

(12) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

全国各地の文化財について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、日本政府観光局のウェブサイトから訪日外国人旅行者誘客に資する一元的な情報発信を行う。また、新しい生活様式に対応したデジタルコンテンツの更なる拡充・富裕旅行を意識したウェブサイトの磨き上げとデジタルマーケティングの強化を推進する。

(13) 「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

【再掲】第IV部第2章第2節1（7）

(14) 海外への国立公園の魅力発信

【再掲】第IV部第2章第2節2（2）b）

(15) 「SAVOR JAPAN」ブランドの魅力発信

【再掲】第IV部第2章第2節5（2）

(16) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第IV部第2章第1節4

(17) 訪日教育旅行の活性化

a) 訪日教育旅行の受入体制整備

日本政府観光局のウェブサイトを訪日教育旅行の受入側が配慮すべき事項や海外のニーズ等を掲載し、地方公共団体に向けて情報発信を行う。また、観光庁及び文部科学省が連携して実施するセミナー等を通じ、地域観光部局及び教育部局の連携方針に関する情報を発信することにより、受入体制の整備促進を図る。

b) 相談窓口によるマッチング支援

日本政府観光局が設置した訪日教育旅行に関する相談窓口を通じて、海外からの問合せに対応する。また、訪日教育受入申請があった際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、交流やマッチングの促進を図る。

c) 訪日教育旅行に対する理解の促進

訪日教育旅行に関する一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し理解を促進するための周知を行う。

アジアを中心に訪日教育旅行の需要が高い市場において、訪日教育セミナーを開催する。また、海外学校関係者を日本の学校や観光地に招請することで、訪日教育旅行の更なる促進を図る。

d) 訪日教育旅行の地方への誘致

アジアを中心に訪日教育旅行の需要が高い市場において、訪日教育セミナーを開催する。また、海外学校関係者を日本の学校や観光地に招請することで、訪日教育旅行の更なる促進を図る。

(18) 鉄道の観光資源化

全国の観光列車が持つ魅力を紹介する日本政府観光局ポータルサイトについて、観光列車の対象の拡大等の掲載内容の充実により、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。

(19) 観光分野も含む、専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の振興に向けた取組

2021年（令和3年）4月に観光分野を扱う専門職大学及び専門職短期大学が開学することを踏まえ、これらの新設大学を含む専門職大学等（専門職短期大学・専門職学科を含む。）に対し、必要に応じ助言等を行い、教育水準の維持・向上等を図る。また、進学を志望する生徒や保護者、高校教員をはじめ広く社会において専門職大学制度が認知されるよう、ウェブサイト、パンフレット、動画配信等による広報活動を引き続き行う。

(20) 生産性向上に資するビッグデータに対応した観光人材育成プログラム開発

観光客数が増加傾向にある沖縄県において、「観光の質向上」及び「観光業の生産性向上」の実現のために、専修学校と産業界が連携し、観光業従事者を対象としたビッグデータに対応した観光人材育成プログラムの開発を行う。

(21) 「ホストタウン」の推進

「東京2020大会」の開催により、多くの選手・観客等が来訪することを契機に、海外への情報発信の強化や地域の活性化等を推進するため、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン」を全国各地に広げるとともに、被災3県を対象とした「復興ありがとうホストタウン」を推進することで、復興した姿を世界に発信する。

また、パラリンピアンを受入を契機に、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの実現に向け、「共生社会ホストタウン」の取組を推進する。

さらに、大会後にホストタウン取組が継続するよう、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大下におけるモデルとなる取組を調査し、ほかのホストタウンに好事例の共有を図るほか、収集した好事例情報やホストタウンの意義を関係者や地域住民まで広げる。

第4節 観光インフラの整備

1 出入国の円滑化

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現

a) 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間 20 分以内の目標を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、引き続き以下の取組を実施する。

① バイオカートの導入

入国審査に要する時間の短縮のため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートを成田空港等 20 港・空港で運用しているところ、新型コロナウイルス感染症の収束後の、訪日外国人旅行者数の増加を見据えた入国審査の円滑化のため、バイオカートの運用方法・活用について検討する。

② プレクリアランスの早期実現

台湾とのプレクリアランス（事前確認）の再開に向け、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した出入国者数の回復状況を見極めながら、2022 年度（令和 4 年度）以降の可能な限り早期の実現を目指す。

③ 自動化ゲートの対象者の拡大の検討

航空機の乗員について自動化ゲートの利用対象とするべく所要の検討を行う。

④ 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

顔認証ゲートについては、日本人の出帰国手続において活用されており、2020 年度（令和 2 年度）末現在、全国 7 空港において導入済であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した出帰国者数の回復状況を見極めながら、活用について検討を行う。

⑤ 個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大

顔認証ゲートについては、短期滞在目的で在留する外国人の出国手続において活用されており、2020 年度（令和 2 年度）末現在、全国 7 空港において導入済であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した出入国者数の回復状況を見極めながら、活用について検討を行う。

⑥ 出入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田空港においては、出入国の待ち時間の公開に向け表示方法等の調整を進める。関西空港においては、出国の待ち時間を公開しているところ、関係省庁等と協議し、入国の待ち時間の公開に向け引き続き検討する。

b) FAST TRAVEL の推進

空港における旅客手続の各段階（保安検査・チェックイン等）や各動線に最先端の技術・システムを導入し、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスを実現するため、関係者の連携体制を新たに構築する空港を拡大し、旅客動線を横断的に効率化や高度化を追求する（FAST TRAVEL の推進）。具体的には、顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化（One ID 化）や、自動チェックイン機、自動手荷物預け機、スマートレーン、CUTE システム、インラインスクリーニングシステム等の導入を促進する。

また、民間の関西国際空港において、国際線キャパシティ向上等のために、第 1 ターミナルの改修、FAST TRAVEL の推進や施設配置の再編等、運営権者の創意工夫を生かした機能強化を促進する。

c) ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、日本国内で予定されている国際的なイベントや訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、主要空港に導入を進めてきたボディスキャナーに加え、爆発物自動検知機器等の先進的な保安検査機器の導入推進を図る。

また、保安検査員の人材確保・技能向上等に係る取組を推進し、保安検査の法律上の根拠の明確化、

国によるハイジャック・テロ等の防止に関する「基本方針」の策定、国による検査会社への指導・監督の強化等に係る制度的な見直しを行っていく。

d) CIQ 体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続

今後の訪日外国人旅行者数の回復を見据え、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、関係省庁が連携して必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

e) 先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムの導入

円滑かつ厳格な出入国審査等を高度な次元で実現し、ストレスフリーで快適な旅行環境の実現を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入国者数の回復状況を見極めながら、ディープラーニング技術を活用して不鮮明な指紋画像を鮮明化する画像補正エンジンを搭載したバイOMETRICS 読取装置の整備について検討する。

f) 税関検査場電子申告ゲート等の導入による入国旅客の迅速通関と厳格な水際取締りの両立の実現

税関においては、迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の確保の両立を実現するため、空港等における入国旅客の受入環境を整備する。具体的には、税関検査場電子申告ゲートの更なる拡大配備及びオンライン方式による電子申告を可能とすること等により利便性向上を図るとともに、利用拡充に努める。

g) ファーストレーンの整備促進

重要ビジネス旅客や国際会議参加者等のファーストレーン利用促進を図るため、成田・関西空港においては、空港の運用状況を踏まえ、利用促進のPRや利用時間の柔軟な運用を行い、国際会議主催者に対しても国際会議の誘致時に利用促進のPRを行う。

加えて、羽田空港においては、今後の需要を見据えながら、ファーストレーンの新規設置に向けて検討を進める。

h) 乗客予約記録の分析・活用の高度化等

訪日外国人の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、出入国在留管理庁・税関において、関係機関との情報連携の推進及び、全ての航空機の入国旅客の乗客予約記録(PNR:Passenger Name Record)の電子的な取得等、情報収集をより一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を図り、より一層効率的・効果的な審査・検査の実施を推進する。

i) 出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

2020年度(令和2年度)に実施した調査研究を踏まえ、厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、出発港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、結果を航空会社に通知することで、当該航空会社が渡航者の搭乗の可否を判断できる仕組みを導入すべく、所要の検討を引き続き進めていく。さらに、渡航前に将来的なリスク評価を含めた幅広いスクリーニングができる仕組みの導入に向けた検討を行う。

j) 上陸審査等の合理化(EDカード及び在留資格認定証明書の電子化)

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、EDカードについては、統合型入国者健康情報等管理システムのスマホアプリ活用による電子化を実現するほか、在留資格認定証明書の電子化についても引き続き検討する。

(2) 地方の農林水産物・食品の輸出支援

国・地域別に、動植物検疫上、持出しが可能となっている品目の周知を行うため、検疫条件が変更されるなどの情報更新の都度、該当する国の言語を用いてリーフレット等を作成するとともに、輸出検疫カウンターでの配布やウェブサイトへの掲載を行う。

また、6空港7箇所(新千歳空港、成田国際空港(第1ターミナルビル及び第2ターミナルビル)、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港)の旅客ターミナルに設置した輸出検疫カウンターを引

き続き活用することにより、円滑な輸出検査手続を行う。

さらに、輸出先国の規制・条件に合致した農産物の携帯品（おみやげ）としての持ち帰りに取り組む産地等に対して、植物検疫、防除等の専門家による技術的なサポートを実施する。

(3) 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

首都圏空港において、ビジネスジェットの発着枠の拡大を検討するとともに、東京国際空港（羽田空港）で、空港の利用環境整備に向け、既存スポット運用の工夫による駐機可能数拡大に向けた検討、ビジネスジェット専用施設の整備及び駐機可能スポットの増設を進める。

また、「東京 2020 大会」において、地方空港も活用した円滑なビジネスジェットの受入に向け、関係者間で連携して必要な調整を行う。

2 ビザの戦略的緩和

新型コロナウイルス感染症の収束後、国内や諸外国の状況を踏まえ、観光立国の実現及び二国間の人的交流の促進のため、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局のプロモーション等と連携するとともに、将来的なビザ緩和を検討する。

また、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日旅行者数の回復に向けて、国内外の感染状況を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和を実施した国においてプロモーションを集中的に実施する。

さらに、国内外における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、国際的な人の往来が再開する際に備え、我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組む。

3 空港

(1) 空港コンセプションの推進

地方空港のゲートウェイ機能強化を図るため、広島空港については、2020年（令和2年）12月に広島国際空港株式会社との間でコンセプションの実施契約を締結したところ、2021年（令和3年）7月からの運営開始に向け、関係者と調整を行う。引き続き、地方空港のコンセプションの推進を通じて、内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展を促進する。

(2) 地方空港国際線の就航促進

国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援、CIQ施設の整備の支援等を実施し、関係省庁と連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日客誘致の取組を促進する。

また、今後の訪日客の受入再開を見据え、空港における感染リスク最小化のための受入環境整備を推進するとともに、地方空港における訪日客の受入再開後においては、必要な見直しを行った上で、国際線運航再開等に向けた支援を実施することにより、地方空港国際線の回復・充実にに向けた取組を推進していく。

(3) 首都圏空港の容量拡大

訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約100万回への拡大を目指す。具体的には、羽田空港においては、2020年（令和2年）3月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き騒音、安全対策や地域への丁寧な情報提供を実施する。成田空港においては、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等の発着容量を年間50万回とする機能強化に係る事業を着実に進める。

(4) 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

【再掲】第IV部第2章第4節1（3）

(5) 操縦士・整備士の養成・確保

新型コロナウイルスの感染拡大により航空需要は一時的に減退しているが、今後予想される航空需要の回復・増加に対応するため、産学官の関係者で連携しつつ、民間養成機関における操縦士・整備士の養成・確保の促進に係る調査の実施、航空大学校の養成規模拡大に対応した取組、外国人材の活用等による整備士の養成の促進、航空業界を志望する若年者の裾野拡大に向けたイベントの開催等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を行う。

(6) CIQ 体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続の実施

【再掲】第IV部第2章第4節1(1)d)

(7) 空港地上支援業務の省力化・自動化・人材確保等

空港地上支援業務の労働力不足により訪日旅客の利便性が損なわれないように、官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進する。2021年度(令和3年度)からは、2025年(令和7年)までに空港内における無人自動運転の導入を目指し、自動運転レベル4(特定条件下における完全自動運転)の導入に向けた実証実験を開始し、必要となるインフラの設置や運用ルール等の検討を進める。また、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図る。

さらに、2030年(令和12年)の訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成に向け、2020年(令和2年)1月31日に策定した「グランドハンドリングアクションプラン」に基づき、空港におけるグランドハンドリング体制の強化のため、外国人材の受入を含む人材の確保等に取り組む。

(8) 地方への新規就航にあわせた共同プロモーション

日本政府観光局が地方の空港関係者等と連携しながら国際商談会等に参加することにより、海外の航空会社に対し新規就航・復便を積極的に働きかける。航空会社との連携を強化し、新規就航・復便を行う航空会社を対象とした共同プロモーション等を行う。

(9) 地域の拠点空港等の機能強化

空港における感染リスクの最小化の対応も図りつつ、空港のゲートウェイ機能強化のため、福岡空港の滑走路増設事業、那覇空港の国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港の誘導路複線化等を引き続き実施する。

(10) 中部国際空港の機能強化

国際的な人の往来再開を見据えて、開業後15年が経過した中部国際空港の第1旅客ターミナルにおいて、国際線保安検査場の処理能力向上による混雑緩和や、新型コロナウイルス感染症対策としての過密化対策を盛り込んだ改修等を行い、機能強化を図る。

(11) 空港アクセスの利便性向上

羽田空港においては、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運行再開に向けての調整を行うとともに、引き続き広報・PRに取り組む。また、空港アクセス鉄道について、今後の本格的な工事実施に向けて必要となる調査・設計を実施するとともに、準備工事等に着手する。

さらに、成田空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、引き続き、空港アクセスの更なる利便性向上等に向けた検討を進める。

加えて、那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、国内線ターミナルビル前面の高架道路を国際線ターミナルビル前面まで延伸することで混雑解消等を図る。

(12) コンセッション方式等の活用の推進

訪日外国人旅行者の増加等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限生かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。

(13) 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

2030年(令和12年)の訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成に向け、航空交通量の増加に対応するため、国内管制空域の抜本的再編(上下分離)を2025年(令和7年)までに段階的に実施する。2021年度(令和3年度)は、2020年度(令和2年度)に引き続き、西日本空域における上下分離を実施する。

(14) 訪日外国人旅行者数目標達成に向けた航空・空港支援

新型コロナウイルス感染症が航空業界に甚大な影響を与えていることを踏まえ、2030年(令和12年)の訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成に不可欠な航空ネットワークの維持・確保に向けて、空港使用料・航空機燃料税の減免、空港会社への空港整備に対する無利子貸付等を盛り込んだ「支援施策パッケージ」等による必要な支援を行う。

(15) 国内外ハブ空港におけるプロモーション

国内空港のデジタルサイネージ等を活用して動画を放映し、プロモーションを実施する。

(16) 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

【再掲】 第IV部第2章第2節1 (1) g)

4 MICE・IR

(1) MICE 誘致の促進

a) 「MICE 推進関係府省連絡会議」の開催

2022年(令和4年)3月末までに「MICE 推進関係府省連絡会議」を開催し、「関係府省 MICE 支援アクションプラン 2018」の進捗状況を確認し、関係府省の更なる連携体制強化を図る。

b) レセプションでの公的施設の使用許可

国際会議等のレセプションを積極的に受け入れている施設について、会議主催者や全国のコンベンションビューロー等に情報を発信することにより、公的施設のユニークベニューとしての活用を促進する。

c) プレ・ポスト MICE の推進

新たな旅行機会の創出と旅行需要の平準化を図る観点から、ワーケーションやブレジャー等の「新たな旅のスタイル」を普及するため、送り手である企業と受け手である地域の双方を対象としてマッチングを行うモデル事業や情報発信等を行う。

d) 学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催促進

共同主催国際会議の募集に関する周知等で構築してきた日本学術会議及び日本政府観光局との協働体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催の促進に向けた取組を促進する。

e) 官民横断組織の構築等によるオールジャパン体制での支援

2018年(平成30年)7月に策定した「MICE 国際競争力強化委員会 提言」に明記されている施策を官民協働したオールジャパン体制で取り組むため、「グローバル MICE 都市・都市力強化対策本部」のネットワークを通じた意見交換等を行い、既存体制の更なる強化と普及啓発活動を促進する。

また、日本政府観光局による情報発信・マーケティング展開とあわせて、コンベンションビューローの機能高度化支援の強化等を通じて、比較的短期間で訪日客数及び総消費額の増加が期待できるアジアを重点的に、インセンティブ旅行の誘致活動を強化する。

f) MICE 総消費額等算出事業

ハイブリッド型を含む MICE による消費額等に関する調査を実施し、その結果を公表することによりその開催意義を普及・啓発し、対面を含む形での開催の促進を図る。

g) MICE 人材育成

MICE 業界団体等における人材育成事業の取組を検討するため、2017年(平成29年)より開催している「MICE 人材育成協議会」にて構築されたネットワークを通じて情報共有を行い、各組織における人材育成事業内容の充実を図る。

h) MICE 誘致促進等

MICE の誘致・開催に積極的だがそのノウハウが不足している地方都市に対しコンサルタントによるトレーニングプログラムを実施し、我が国の国際会議等の MICE 開催件数について更なる底上げを図る。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、感染症対策や対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型 MICE 開催に向けての新技术やノウハウ等の導入支援を実施し、安心・安全な MICE の開催を促進する。

i) インセンティブ旅行支援

ポストコロナにより変容した企業グループ向けのニーズに対応可能な M&I 旅行（ミーティング及びインセンティブ旅行）コンテンツを国内各地域から収集し、選定する。選定した情報は多言語化し、海外事務所よりニュースリリース等で BtoB 向けに情報発信する。

また、収集した情報を活用し、2022 年（令和 4 年）3 月までに、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、中国、韓国及び台湾において現地旅行会社等の有力バイヤーを集めたインセンティブセミナー・商談会を行う。

j) MICE ブランドを活用した日本の認知度向上

MICE 需要の回復に向けて、日本での安心・安全な MICE 開催を促すため、オンライン広告やウェブサイト、SNS、その他のプロモーション活動により正確な情報発信を行う。

k) MICE 関連国際団体との連携によるプロモーションの強化

国際的に有力な MICE 主催者との関係を強化し、MICE デスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上する観点から、ICCA（国際会議協会）、IAPCO（国際 PCO 協会）、MPI（MICE 専門家が加盟する国際非営利団体）等、MICE 国際団体のネットワークを活用した情報発信強化を行うとともに、MICE 誘致・開催の経験がある人材を研修講師として派遣してもらうなど、人材育成に係る連携を更に強化する。

l) 大学教員・研究者等の国際会議誘致活動に対する支援、潜在的な国際会議主催者に対する意義の普及・啓発

海外事務所において、国際本部との情報交換や学協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、日本政府観光局及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うと同時に、本部において国内学協会へのセールスやブース出展を通じて日本政府観光局の活動の認知度を向上させ、誘致件数の拡大に努める。

また、国内の広報強化のために、MICE アンバサダーを活用した広報・広告及び日本語 SNS における情報発信を行う。

加えて、地域の大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学協会事務局との連携を強化する。

m) MICE 関連人材の育成、コンベンションビューローに対するコンサルティングの実施

2020 年度（令和 2 年度）にオンラインで実施した「体系的人材プログラム（初級・中級・上級）」の内容の充実化を図り、MICE 実務人材育成に向けて能力向上機会を提供する。また、コンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、国際競争力の強化に必要な助言を行う。

n) データ連携システムを活用した MICE 誘致力の強化

2020 年度（令和 2 年度）に再構築を行った MICE データ基盤の運用と海外事務所への展開を行い、データ連携システムの運用を開始することで国内外の MICE 活動に関するデータ集約を進める。効果的なセールス活動やプロモーション活動を行うため、オンライン・オフライン双方の MICE 活動から得られたデータの連携と各種データの組織内共有を行い、データを活用したマーケティングによる MICE 誘致力の強化を図る。

o) MICE 施設のコンセッション方式活用推進の加速化

MICE 施設へのコンセッション方式導入の推進に向け、地方公共団体に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を実施するとともに、コンセッション方式の事業開始済案件について新型コロナウイルス感染症による影響と官民連携手法によるメリット等を調査し、事業の具体化に向けた支援を行う。

p) スポーツ MICE の招致・開催支援に向けた検討

2020 年（令和 2 年）に実施した国際競技大会の招致・開催のあり方についての調査研究の成果について、地方公共団体や競技団体等へ周知を図る。

q) 農産品輸出促進に向けた MICE 活用強化

農林水産物・食品の輸出額 2030 年（令和 12 年）5 兆円の目標実現に向け、日本の農林水産物・食品

の輸出拡大に向けた商談会、見本市等への海外バイヤーの参加促進によるビジネス機会の更なる創出について、関係省庁と連携の上、PR 活動等の方策について検討・実施する。

r) 国際仲裁の活性化

日本における国際仲裁の魅力をアピールするため、最先端 ICT 設備を備えた仲裁専用施設（日本国際紛争解決センター・東京）を積極的に活用し、国際セミナー・シンポジウムの開催や国外への広報活動等を積極的に実施する。

(2) IR 区域の整備の推進

IR については、カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講じつつ、日本の MICE ビジネスの国際競争力の向上、魅力ある滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信や国内各地への送客に資する施設が整備されるよう、「特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）」に基づき、区域整備計画の認定等に向けた所要の進め方を進める。

第 5 節 更なる観光振興を図るための主要施策

1 休暇改革

2019 年（令和元年）の年次有給休暇取得率は 56.3%となった。引き続き、年次有給休暇取得率を向上させることを目指し、以下の取組を実施する。

(1) 年次有給休暇の取得推進

労働者が年間で少なくとも 5 日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とし、2019 年（平成 31 年）4 月より順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）」について、引き続き周知及び履行確保を図る。

また、10 月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告、インターネット広告等、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を行う。

さらに、地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域の特性を踏まえ、年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えて、企業、住民等に休暇の取得促進のための働きかけを行うなどにより、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。

(2) 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

地域ごとの個別の事情や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、可能な地域においては、地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校の夏休み等の長期休業日の一部を学期中の平日に移すなどして学校休業日の分散化を検討するとともに、学校休業日に合わせた年次有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図る。

また、これらの取組を官民一体となって推進するため、取組事例の周知や普及啓発等の取組を進める。

さらに、国家公務員について、家族の記念日や子どもの学校行事等の職員のプライベートの予定等に合わせた年次休暇取得を促進する。

(3) Go To トラベル事業

Go To トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断する。

(4) 地域観光事業支援の実施

各都道府県が行う、県民による県内旅行の割引事業や、宿泊事業者による感染防止対策等を支援する事業に対して、支援する。

(5) 安全・安心の旅のスタイル定着に向けた取組

宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者による業種別ガイドラインの徹底を要請しつつ、旅行者への「新しい旅のエチケット」の周知徹底等により、安全・安心の旅のスタイルの定着を図る。

2 持続可能な観光地域づくり

(1) 持続可能な観光の実現に向けた取組

2020年(令和2年)6月に「持続可能な観光推進本部」において決定した「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」について、各観光地におけるJSTS-Dに基づく持続可能な観光地マネジメントの実施を促進するため、モデル事業により有識者の派遣や各地域への個別課題への対応を支援する。また、実証事業により入域制限を試行的に実施すること等により、持続可能な観光の実現に向けた取組を強化する。さらに、JSTS-Dのロゴマークの付与を進めることで、観光地がJSTS-Dに取り組むインセンティブとなるように取り組んでいく。

(2) 観光需要回復に向けた攻めの訪日外国人旅行者受入環境整備

観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備し、観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、2021年度(令和3年度)を通し、訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、感染症対策等の拡充メニューも活用して訪日外国人旅行者受入環境整備に関する個別の取組を支援する。

(3) ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策

観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者と連携し、ICT・AI等の革新的な技術を活用したエリアプライシングを含む交通需要制御等のエリア観光渋滞対策の実装に向けた取組を推進・支援する。

(4) 観光地周辺における渋滞対策

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて既存道路ストックの有効活用や駐車場予約専用化、パークアンドライドの導入等による交通分散及びビッグデータを活用した即効性のある渋滞対策を推進する。

3 若者をはじめとした海外旅行促進

(1) 若者のアウトバウンド活性化

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた海外教育旅行の再開・回復に向け、感染防止対策を含む安全・安心な旅行を実施するための情報を整理し、情報ツールを作成するとともに、観光業界等と連携しながら国内における普及・啓発活動を展開する。

(2) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第IV部第2章第3節(11)j)

(3) 2国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第IV部第2章第3節(11)k)

(4) 旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保

外務省と連携した「たびレジ」情報の配信や旅行者の安否確認を行う旅行安全情報共有プラットフォームについて、新たに、感染症情報の追加等掲載情報の充実を図るほか、医療機関や公共機関等について、GPS機能によりマップ上で位置・経路情報を提供するなど、旅行者の安全確保に向けた利便性の向上を図る。

(5) 観光に関する教育の充実に向けた取組

成長早期の段階から、日本及び地域への愛着と誇りを醸成し、観光の意義に対する理解を深めることを目的として、初等中等教育を対象とする主体的な学びを設計した探求学習型の教育プログラムを開発し、観光教育の充実を図る。また、その成果をワークショップ等を通じて、全国への横展開を図る。

さらに、高等学校学習指導要領の必修科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図等を基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身につくよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、各種会議等の場を通じて、その周知を行う。

(6) 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」を通じて、若者の旅行を促進するとともにインバウンド対応や観光資源の魅力を自ら発信することができる観光人材の育成を図る。2020年度(令和2年度)は新型コロナウイルス感染症の対策の観点から、首都圏内での実施に限定したが、2021年度(令和3年度)はオンライン授業を導入し、地域を絞らず展開を図る。

さらに、「道の駅」第3ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」を活用するとともに、地域づくりや「道の駅」の運営を担う人材育成の強化を行うなど「地方創生・観光を加速する拠点」となるための取組を推進する。

4 次世代の観光立国実現のための財源の活用

より高次元な観光施策を展開していくため、国際観光旅客税の税収(以下、「観光財源」という。)を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)」や「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」において明示されている3つの分野に充当するとともに、観光財源を充当する施策は、既存財源の単なる穴埋めをするのではないなどの考え方を基本とする。また、無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。加えて、観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、毎年度洗い替えが行えるよう、「観光戦略実行推進会議」において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

5 東北の観光復興

(1) 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

東北6県への外国人観光客受入促進のため、地方公共団体や民間企業等が実施する特別なプログラムをとりまとめ、更なる東北の観光需要を喚起する取組を行う。

また、各地方公共団体が連携して実施する海外の旅行会社やメディア関係者等の招請、魅力的なコンテンツを含んだ旅行商品の造成、二次交通対策等を中心とした受入環境整備事業に対して重点支援する。

(2) 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

東北6県への外国人観光客受入促進のため、東北観光の拠点となる宮城県と仙台市及び周辺の計6市3町による「復興観光拠点都市圏」において、海外エージェントと商談会を通じて魅力的なコンテンツを含んだ旅行商品の造成に対して重点的に支援を行う。

(3) 東北の知名度向上のためのプロモーションの実施

海外において観光地としての知名度が他地域と比べて低い傾向にある東北地方について、東北ディステーションキャンペーンウェブサイトにてメディアや東北訪問歴のあるインフルエンサー等を活用した情報発信を行うことで、東北の観光地としての知名度向上を図る。

(4) 「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」の発信

「東北6県見るもの・食べもの・買いもの・100選」を観光庁や日本政府観光局のウェブサイトにおいて引き続き国内外に向け情報発信する。

(5) 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

東北地方での長期滞在促進に向けて各県が連携して実施する祭りを生かしたコンテンツや、農業体験や伝統工芸体験等の滞在プログラム造成等、東北地方ならではの観光資源の磨き上げに係る取組やコンテンツを活用した旅行商品の造成の取組等を支援する。

(6) 「ホストタウン」の推進

【再掲】第IV部第2章第3節(21)

(7) 防災学習も含めた教育旅行の再興

PTA等に対するファミトリップの実施により福島県への教育旅行の再興を促進する。

また、学校等に対して、ホープツーリズムの魅力発信を通じて教育旅行誘致の働きかけを実施するとともに、旅行業界に対しても福島県の教育旅行の促進を働きかけるなど、福島県の国内観光関連事業へ

の支援等を行う。

さらに、「福島県における観光関連復興支援事業」等により、地域において行う海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーの実施・磨き上げを図る取組や、教育旅行誘致に向けた情報発信等を支援する。

(8) 東北の空港への国際定期便等の就航にあわせたプロモーションの実施

日本政府観光局において、東北地方への誘客のため、旅行会社等と連携した情報発信等のプロモーションを実施する。

(9) 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」のひとつである「みちのく潮風トレイル」について、拠点である名取トレイルセンターを活用した情報発信を引き続き行うほか、沿線住民への普及啓発イベントを実施し地域参画を推進する。

また、沿線事業者や関係する地方公共団体等を巻き込んだ管理運営体制の強化を行い、利用環境の充実を図る。

(10) 福島浜通りの産業復興に向けた消費喚起のための交流人口拡大施策

福島県や浜通り地域等の15市町村、現地の声を踏まえて、交流人口・消費拡大に取り組む「アクションプラン」を策定するとともに、民間の具体プロジェクトを創出する場を立ち上げ、成功事例創出を後押しする。また、浜通り地域等へ行くきっかけとなる魅力的な誘客コンテンツの開発の支援や、域外からの来訪者を対象とした消費促進、福島相双復興官民合同チームによる教育旅行の誘致等を通じた交流人口・関係人口の拡大に取り組む。

6 「観光立国ショーケース」の形成の推進

これまで3都市（釧路市、金沢市及び長崎市）において進められてきた取組を、全国各地における訪日外国人旅行者の地方誘客の取組に活用できるよう、本取組を通して得たノウハウ等を中心に、ウェブサイト等において広く発信する。

7 観光統計

(1) 地域単位の統計の充実

地方への旅行者の誘客の状況を把握し施策に反映するべく、宿泊旅行統計調査について、精度を確保しつつ、都道府県より詳細な地域単位での公表が可能となるような推計手法を検討する。

(2) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

【再掲】第IV部第2章第1節2（2）e）